

昭和三十八年農林省令第五号

漁業の許可及び取締り等に関する省令

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第三章及び第六十五条第一項並びに水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)第四条第一項の規定に基づき、並びに漁業法第三章、第七十四条第一項及び第三項並びに第百三十四条第一項並びに水産資源保護法第三十条の規定を実施するため、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令を次のように定める。

目次

第一章 総則(第一条)
第二章 大臣許可漁業
第一節 通則(第二条—第二十六条)
第二節 沖合底びき網漁業(第二十七条)
第三節 以西底びき網漁業(第二十八条)
第四節 遠洋底びき網漁業(第二十九条・第三十条)
第五節 東シナ海はえ網漁業(第三十一条)
第六節 大西洋等はえ網等漁業(第三十二条)
第七節 太平洋底刺し網等漁業(第三十二条の二・第三十三条)
第八節 大中型まき網漁業(第三十四条—第四十三条)
第九節 基地式捕鯨業(第四十四条—第四十六条)
第十節 母船式捕鯨業(第四十七条—第五十条)
第十一節 かじき等流し網漁業(第五十一条—第五十四条)
第十二節 東シナ海等かじき等流し網漁業(第五十五条)
第十三節 かつお・まぐろ漁業(第五十六条—第六十三条)
第十四節 中型さけ・ます流し網漁業(第六十四条—第六十六条)
第十五節 北太平洋さんま漁業(第六十六条の二)
第十六節 日本海べにずわいがに漁業(第六十七条—第六十九条)
第十七節 いか釣り漁業(第六十九条の二)
第三章 知事許可漁業
第一節 総則(第七十条・第七十一条)
第二節 小型機船底びき網漁業(第七十二条—第七十五条)
第三節 小型さけ・ます流し網漁業(第七十六条)
第四章 届出漁業(第七十七条—第八十二条)
第五章 漁業調整に関するその他の措置(第八十三条—第一百一条)
第六章 雜則(第一百三条—第一百六条)
第七章 罰則(第一百七十七条—第一百二十条)
附則
第一章 総則
第一節 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 中西部太平洋条約海域 西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類の保存及び管理に関する条約(以下「中西部太平洋条約」という。)第三条1に規定する条約区域をいう。
二 東部太平洋条約海域 千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約(アンティグア条約)第三条に規定する条約水域をいう。
三 インド洋協定海域 インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定第二条に規定する区域をいう。
四 大西洋条約海域 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第一条に規定する条約区域をいう。
五 北西大西洋条約海域 北西大西洋の漁業についての今後の多数国間の協力に関する条約第一条1に規定する条約区域をいう。
六 北太平洋条約海域 北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約第一条(f)に規定する条約水域をいう。
2 この省令の適用については、次の各号に掲げる海域は、それぞれ当該各号に定める海域に含まれるものとする。
一 ベーリング海、オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海、タイ湾、東インド諸島諸海、スマルク海、ソロモン海、コラル海、タスマン海、バス海峡、カリフォルニア湾、アメリカ合衆国アラスカ州南東部及びカナダブリティッシュ・コロンビア州の沿岸海域並びにアラスカ湾の海域
二 マラッカ海峡、アンダマン海、ベンガル湾、ラッカディープ海、アラビア海、オマーン湾、ペルシャ湾、スエズ湾、アカバ湾、紅海、アデン湾、モザンビーク海峡及びグレート・オーストラリア湾の海域
三 インド洋の海域

- 八 申請が法第四十五条の規定によつてする許可に係るものである場合には、同条各号のいずれかに該当することを証する書面
- 2 農林水産大臣は、前項各号に掲げる書類のほか、許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることがある。
- 3 許可を受けようとする者は、法第四十五条第一号に該当する場合は、従前の許可の有効期間の満了日の三月前から一月前までの間に、第一項の申請書を提出しなければならない。
- (起業の認可の申請)
- 第四条** 法第三十八条の認可（以下この章において「起業の認可」という。）を受けようとする者は、大臣許可漁業こと及び船舶ことに、別記様式第一号による申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。
- 一 別記様式第二号による船舶件名書
- 二 前条第一項第四号から第六号までに掲げる書類
- 三 申請が法第四十五条の規定によつてする起業の認可に係るものである場合には、同条各号のいずれかに該当することを証する書面
- 2 農林水産大臣は、前項各号に掲げる書類のほか、起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。
- (許可の申請後船舶が滅失し、又は沈没した場合)
- 第五条** 許可の申請をした後に、当該申請に係る船舶が滅失し、又は沈没した場合には、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
- 2 前項の場合において、当該申請が法第四十二条第一項の申請すべき期間内にしたものであるときは、当該申請は、同項の規定による起業の認可の申請とみなす。
- 3 第一項の場合において、当該申請が法第四十五条第一号の規定によるものであるときは、当該申請は、同条第三号の規定による起業の認可の申請とみなす。
- 4 前項の規定にかかるわらず、当該申請が法第四十五条第一号の規定によるものであつて、当該申請をした者が、当該申請をした後に同条第三号の規定により他の船舶について許可の申請をしたときは、当該申請は、当該他の船舶についてしたものとみなす。
- 5 前項の場合において、当該申請は、法第四十五条第一号の規定の適用については、許可を受けた船舶と同一の船舶についてした申請とみなす。
- (許可等の申請後申請者が死亡し、解散し、又は分割をした場合)
- 第六条** 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割（当該申請に係る船舶を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）又は当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人若しくは当該分割によつて当該船舶を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。
- 2 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事實を証する書面を添え、承継の日から二月以内にその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
- (制限措置)
- 第七条** 法第四十二条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数
- 二 操業区域
- 三 漁業時期
- 四 漁具の種類その他の漁業の方法
- (許可又は起業の認可を申請すべき期間に係る特別の事情)
- 第八条** 法第四十一条第二項ただし書の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情は、国際交渉との関係上船舶の隻数が定められることとなつた大臣許可漁業について、三月以上の申請期間を定めて同条第一項の規定による公示をするとすれば当該大臣許可漁業の操業の時機を失し、当該大臣許可漁業を営む者の經營に著しい支障を及ぼすと認められる事情とする。
- (許可の有効期間)
- 第九条** 法第四十六条第一項の農林水産省令で定める期間は、五年とする。
- (変更の許可の申請)
- 第十条** 法第四十七条の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 大臣許可漁業の種類
- 三 法第三十六条第一項の許可に係る船舶の名称
- 四 法第三十六条第一項の許可を受けた年月日及び許可番号
- 五 変更の内容
- 六 変更の理由
- 2 農林水産大臣は、前項の規定による申請があつた場合において必要があるときは、変更の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めるることができる。
- (起業の認可の変更の許可)
- 第十一條** 起業の認可を受けた者が、その起業の認可を受けた船舶の総トン数、操業区域、漁業時期又は漁具の種類その他の漁業の方法を変更しようとするときは、農林水産大臣の許可を受けなければならない。
- 2 前項の規定は、前項の許可について準用する。

(相続又は法人の合併若しくは分割の届出)
第十二条 法第四十八条第一項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、同条第二項の規定によりその旨を農林水産大臣に届け出るときは、相続又は法人の合併若しくは分割のあつたことを証する書面を添えなければならない。

第十三条 法第五十一条第一項の農林水産省令で定める期間は、許可を受けた日から一年間又は引き続き二年間とする。
 (資源管理の状況等の報告)

第十四条 法第五十二条第一項の規定による報告は、次項各号に掲げる事項を記載した報告書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

2 法第五十二条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 許可に係る船舶の名称、総トン数その他当該船舶に関する情報

三 許可番号

四 報告の対象となる期間

五 漁獲量その他の漁業生産の実績

六 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況

七 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況

八 財務の状況

九 その他必要な事項

3 第一項の報告書の提出期限及び様式は、農林水産大臣が別に定めて告示する。

(電子機器の備付け命令等)

第十五条 法第五十二条第二項の農林水産省令で定める電子機器は、衛星船位測定送信機(人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次の各号に掲げる基準に適合するもの)をいう。以下この条において同じ。とする。

一 許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。

二 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。

イ 当該船舶を特定することができる情報

ロ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻

三 前号に掲げる情報の変更を防止するための措置が講じられているものであること。

2 法第五十二条第二項の規定により衛星船位測定送信機を備え付けた船舶の船長は、衛星船位測定送信機が故障した場合には、速やかに農林水産大臣にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(許可証の様式)

第十六条 法第五十六条第一項の規定により交付する許可証の様式は、別記様式第三号による。

(許可証の書換え交付の申請)

第十七条 許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき(第十九条第二号から第六号までに掲げる場合を除く。)は、速やかに、農林水産大臣に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

2 前項の申請が船名又は船舶の総トン数の変更に係るものである場合には、漁船法による漁船の登録の謄本又は船舶安全法に基づく船舶検査証書の写しを添えなければならない。

(許可証の再交付の申請)

第十八条 許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して農林水産大臣に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第十九条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

一 第十七条第一項の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

二 法第四十四条第二項の規定により許可に条件を付け、又は同条第一項若しくは第二項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。

三 法第四十七条の許可(船舶の総トン数の変更に係る許可を除く。)をしたとき。

四 法第四十八条第二項の規定による届出があつたとき。

五 法第五十四条第二項又は第五十五条第一項の規定により許可を変更したとき。

六 この省令の規定によりその変更につき農林水産大臣の許可を要する事項が許可証の記載事項となつている場合において、当該許可をしたとき。

(許可証の返納)
第二十条 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を農林水産大臣に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

遠洋底びき網漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲に容易に使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。ただし、いすれかの外国から漁獲のための許可を受けている遠底船舶により、当該許可に係る当該外国の領海又は排他的經濟水域を航行する場合は、この限りでない。

(漁獲物等の転載制限)

第三十条の二 遠洋底びき網漁業者は、第二十七条各号のいずれかに該当する場合を除き、当該漁業の漁獲物又はその製品（以下この条及び次条において「漁獲物等」という。）を、当該漁獲物を採捕し、又は当該製品を製造した船舶（以下この条及び次条において「遠底船舶等」という。）から他の船舶に転載してはならない。ただし、別表第八の二の上欄に掲げる港内又は海域において転載する場合であつて、それぞれ同表の下欄に定めるところにより転載するときは、この限りでない。

(転載の届出)

第三十条の三 遠洋底びき網漁業者は、北太平洋条約海域において、漁獲物等を、遠底船舶等から他の船舶に転載しようとするとき、又は北太平洋条約海域以外の海域において、北太平洋条約海域における漁獲物等を遠底船舶等から他の船舶に転載しようとするとき（いすれの場合においても、第二十七条各号のいずれかに該当する場合を除く。）は、当該転載を行う十日前までに、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一 当該転載の年月日

二 当該転載を行う港の名称又は海域

三 当該転載を行う漁獲物等の状態及びその量

四 当該転載を行う遠底船舶等の名称及び漁船登録番号

五 当該転載を遠底船舶等から受ける船舶の名称及び信号符字

2 遠洋底びき網漁業者は、前項各号に掲げる届出事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

第五節 東シナ海はえ縄漁業

第三十一条 東シナ海はえ縄漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る船舶に表示された漁船法による登録番号の下に二センチメートルの幅で黒色の横線を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲に容易に使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。ただし、いすれかの外国から漁獲のための許可を受けている許可船舶により、当該許可に係る当該外国の領海又は排他的經濟水域を航行する場合は、この限りでない。

第六節 大西洋等はえ縄等漁業

第三十二条 大西洋等はえ縄等漁業の許可に係る船舶（以下この条において「許可船舶」という。）の船長は、外国の領海又は排他的經濟水域を当該許可船舶により航行する場合には、当該漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲に容易に使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。ただし、いすれかの外国から漁獲のための許可を受けている許可船舶により、当該許可に係る当該外国の領海又は排他的經濟水域を航行する場合は、この限りでない。

(信号符字等を表示しない船舶の使用禁止)

第三十三条の二 太平洋底刺し網等漁業の許可を受けた者は、北太平洋条約海域においては、当該許可に係る船舶の外部に別表第六に定めるところにより信号符字又は漁船登録番号の前に「JP」を付したものを（以下「信号符字等」という。）を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

(準用規定)

第三十三条 第三十条の二、第三十条の三及び第三十二条の規定は、太平洋底刺し網等漁業について準用する。

第八節 大中型まき網漁業

(国際信号書の備付け義務)

第三十四条 大中型まき網漁業の許可を受けた者（以下「大中型まき網漁業者」という。）は、中西部太平洋条約海域のうち公海（我が国及び外国の排他的經濟水域を除く。以下同じ。）においては、国際海事機関が採択した国際信号書の最新のものの写しを当該許可に係る船舶 第四十一条第一項の規定により届け出た運搬船並びに第四十一条第一項の規定により届け出た火船及び魚探船（以下「許可船舶等」という。）内に備え付けなければならない。

(信号符字等を表示しない船舶の使用禁止)

第三十五条 大中型まき網漁業者は、中西部太平洋条約海域のうち公海及び北太平洋条約海域においては、許可船舶等の外部に別表第六に定めるところにより信号符字等を表示しなければ、当該許可船舶等を当該漁業に使用してはならない。

(聴守義務)

第三十六条 許可船舶等の船長は、中西部太平洋条約海域のうち公海においては常時二千百八十二キロヘルツ又は百五十六・八メガヘルツの周波数で聴守をしなければならない。

(漁具又は漁ろう装置の格納等)

第三十七条 許可船舶等の船長は、中西部太平洋条約海域のうち公海（大中型まき網漁業の許可に係る操業区域を除く。）又は中西部太平洋条約の締約国である外国（以下この条において「条約締約国」という。）の領海若しくは排他的經濟水域（大韓民国にあつては別表第五の十一の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の十二の項の上欄に掲げる区域。以下この条において同じ。）を許可船舶等により航行する場合には、当該漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置を漁獲に容易に使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。ただし、いすれかの条約締約国から漁獲のための許可を受けている許可船舶等により、当該許可に係る当該条約締約国の領海又は排他的經濟水域を航行する場合は、この限りでない。

(中西部太平洋オブザーバーの乗船)

第三十八条 大中型まき網漁業者は、農林水産大臣が別に定めて告示する海域において操業する場合であつて、農林水産大臣が中西部太平洋条約を実施するため必要があると認めて中西部太平洋条約第二十八条4に規定するオブザーバー（以下この条において「中西部太平洋オブザーバー」という。）を当該許可に係る船舶に乗船させることを命じたときは、当該命令に従つて中西部太平洋オブザーバーを乗船させなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

3 第一項の規定による命令に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

4 中西部太平洋オブザーバーは、中西部太平洋条約で定める範囲内で、まぐろ類等地域漁業管理機関（まぐろ類等の保存のための地域的な漁業管理のための機関をいう。以下同じ。）であつて中西部太平洋条約海域を管轄するものにおいて取り決められた措置の実施の状況を監視することその他の措置を行うものとする。

第三十九条 大中型まき網漁業者は、農林水産大臣が別に定めて告示する海域において、我が国が締結した漁業に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な漁具に関する制限として当該海域ごとに農林水産大臣が別に定めて告示するものに違反して操業してはならない。

（運搬船の届出）

第四十条 大中型まき網漁業者は、当該漁業の漁獲物を、当該漁獲物を採捕した船舶以外の船舶（以下この項において「運搬船」という。）により輸送する場合には、あらかじめ、当該許可に係る船舶ごとに、別記様式第四号の運搬船届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

1 運搬船に係る漁船法による漁船の登録の謄本

2 運搬船に係る船舶安全法に基づく船舶検査証書の写し

3 運搬船を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面

4 大中型まき網漁業者は、前項の運搬船届出書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、当該変更に係る事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

（火船等の届出）

第四十一条 大中型まき網漁業者は、当該漁業に火船又は魚探船を使用する場合には、当該許可に係る船舶ごとに、あらかじめ、別記様式第五号の火船等届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

1 火船又は魚探船に係る漁船法による漁船の登録の謄本

2 火船又は魚探船に係る船舶安全法に基づく船舶検査証書の写し

3 火船又は魚探船を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面

4 大中型まき網漁業者は、前項の火船等届出書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、当該変更に係る事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

（陸揚げ又は転載の届出）

第四十二条 大中型まき網漁業者は、漁獲物又はその製品を日本国外の地に陸揚げし、又は当該漁獲物を採捕し、若しくは当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載しようとするとき（第二十七

条第二号から第四号までのいずれかに該当する場合を除く。）は、当該陸揚げ又は転載を行う十日前までに、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

1 当該陸揚げ又は転載の年月日

2 当該陸揚げ若しくは転載を行う港の名称又は当該転載を行う海域

3 当該陸揚げ又は転載を行う漁獲物又はその製品の量

4 当該陸揚げ又は転載を行う船舶の名称及び漁船登録番号

2 大中型まき網漁業者は、前項の届出事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（さめ、かじき、又はいともまきえい科の販売の禁止）

第四十三条 大中型まき網漁業者は、中西部太平洋条約海域においてさめ（くろとがりざめ及びよごれに限る。以下この条において同じ。）を採捕し、インンド洋協定海域において体長六十センチメートル未満のかじき（まかじき、しろかじき、にしきろかじき及びばしようかじきに限る。以下この条及び別表第四のかつお・まぐろ漁業の項第十六号において同じ。）を採捕し、又は中西部太平洋条約海域若しくはインンド洋協定海域においていともまきえい科を採捕したときは、当該さめ、かじき又はいともまきえい科を販売してはならない。（漁獲物等の転載制限）

第四十三条の二 第三十条の二の規定は、大中型まき網漁業に準用する。ただし、中西部太平洋条約第三条3の規定により同条約を適用することとされている魚種であつて第九十五条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が別に定めて告示するもののみを転載する場合は、この限りでない。

第九節 基地式捕鯨業

（捕獲の制限）

第四十四条 基地式捕鯨業の許可を受けた者（以下「基地式捕鯨業者」という。）は、乳飲み稚鯨又は稚鯨（乳飲み稚鯨を含む。）を伴う雌鯨を捕獲してはならない。

第四十五条 基地式捕鯨業者は、当該基地式捕鯨業の許可に係る船舶ごとに、その使用する鯨体処理場について農林水産大臣の許可を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 基地式捕鯨業者は、鯨を捕獲した船舶に係る鯨体処理場で前項の許可を受けたもの以外の場所に、当該鯨を陸揚げしてはならない。

4 3 基地式捕鯨業者は、第一項の許可を受けた鯨体処理場以外の場所において、捕獲した鯨を処理してはならない。

第一項の許可是、当該許可に係る船舶についての基地式捕鯨業の許可が効力を失ったときは、その効力を失う。

(捕獲鯨の表示及び報告)

第四十六条 基地式捕鯨業に従事する船舶の船長は、鯨を捕獲したときは、その都度、当該鯨の尾羽にあらかじめ農林水産大臣に届け出た船名表示記号及び捕獲の順序を示す番号を表示しなければならない。

2 基地式捕鯨業に従事する船舶の船長は、鯨を捕獲したときは、三時間以内に次の各号に掲げる事項を当該鯨を処理しようとする鯨体処理場の設置の許可を受けた者に報告しなければならない。

一 捕獲の日時及び位置

二 鯨の種類

三 尾羽に表示した番号

第十節 母船式捕鯨業

(母船式捕鯨業の漁獲物等の輸送制限)

第四十七条 母船式捕鯨業の許可を受けた者（以下「母船式捕鯨業者」という。）は、当該母船式捕鯨業の許可に係る母船及び独航船以外の船舶によって当該母船式捕鯨業の漁獲物又はその製品を輸送する場合には、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

(捕獲の制限)

第四十八条 母船式捕鯨業者は、乳飲み稚鯨及び稚鯨（乳飲み稚鯨を含む。）を伴う雌鯨を捕獲してはならない。

(捕獲鯨の表示及び報告)

第四十九条 母船式捕鯨業に従事する独航船の船長は、鯨を捕獲したときは、その都度、当該鯨の尾羽にあらかじめ農林水産大臣に届け出た船名表示記号及び捕獲の順序を示す番号を表示しなければならない。

2 母船式捕鯨業に従事する独航船の船長は、鯨を捕獲したときは、三時間以内に次の各号に掲げる事項を当該独航船の属する船団の母船の船長に報告しなければならない。

一 捕獲の日時及び位置

二 鯨の種類

三 尾羽に表示した番号

第五十条 母船式捕鯨業に従事する母船の船長は、前条第一項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告に係る事項を帳簿に記載し、かつ、当該鯨につき次に掲げる事項をその判明の都度、これに併記しなければならない。

一 处理開始の日時

二 体長

三 性別

四 乳分泌の有無

五 胎児の性別及び体長

六 この省令に違反する事実のある場合には、その詳細

2 前項第二号及び第五号の規定において「体長」とは、鯨の甲板及び鯨体（例外的な場合を除くほか、鯨体背部に沿うものとする。）に平行な上あごの先端（まつこう鯨にあつては、頭の最先端）から尾ひれの岐点までの直線の長さをいう。

第十一節 かじき等流し網漁業

(船舶の塗装)

第五十一条 かじき等流し網漁業の許可を受けた者（以下この節において「かじき等流し網漁業者」という。）は、当該許可に係る船舶の船橋の周囲を三十センチメートルの幅で帶状に黒色で塗装しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

(浮標の標識等)

第五十二条 かじき等流し網漁業者は、敷設した流し網の次の各号に掲げる浮標に、それぞれ当該各号に掲げる標識等を水面上一・五メートル（別記様式第六号による標識については、浮標の表面から二メートル）以上の高さに掲げなければならない。

一 兩端部の浮標 昼間にあつては別記様式第六号による標識及びレーダー反射板（金属製のものに限る。以下同じ。）、夜間にあつては白色の灯火及びレーダー反射板

二 中間部のおおむね三キロメートルごとの浮標 昼間にあつては別記様式第六号による標識、夜間にあつては白色の灯火

2 前項各号の灯火は、夜間において視界が良好な場合に少なくとも二海里離れた所から視認されるものでなければならぬ。

(さめの魚体の所持等の制限)

第五十三条 かじき等流し網漁業者は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。ただし、当該かじき等流し網漁業者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。

一 当該さめの全ての部分（頭部、内臓及び皮を除く。）を陸揚げまでの間、船上において所持すること。

二 当該さめを陸揚げするときに、前号の規定により所持したもの陸揚げすること。

(漁具の制限)

第五十四条 かじき等流し網漁業者は、網目十五センチメートル以下の流し網を使用してはならない。

- 2 かじき等流し網漁業者は、当該漁業に使用するため当該漁業に係る船舶に流し網を積み込む場合には、その長さ（仕立上がりの状態における浮子網の長さをいう。）の合計が当該船舶ごとに三十キロメートルを超えてはならない。
- 3 かじき等流し網漁業者は、二枚以上の網地を重ね合わせた流し網を使用してはならない。

第五十五条 第二節 東シナ海等かじき等流し網漁業 第十三節 かつお・まぐろ漁業

(塗装しない船舶の使用禁止)

第五十六条 かつお・まぐろ漁業 第三十二条、第五十一条、第五十二条及び前条の規定は、東シナ海等かじき等流し網漁業について準用する。

第五十七条 かつお・まぐろ漁業者（浮きはえ縄を使用する者に限る。）は、当該許可に係る船舶の船橋を、別表第七の上欄に掲げる船舶の総トン数ごと及び同表の中欄に掲げた海域ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる色（当該色の表示の方法が定められている場合にあっては、当該色及びその方法）で塗装しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2 かつお・まぐろ漁業者は、当該許可が効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした塗装を消さなければならない。

(漁具の制限)

第五十八条 かつお・まぐろ漁業者（浮きはえ縄を使用する者に限る。）は、農林水産大臣が別に定めて告示する海域において、我が国が締結した漁業に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な漁具に関する制限として当該海域ごとに農林水産大臣が別に定めて告示するものに違反して操業してはならない。

（採捕した大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろの表示）

第五十九条 かつお・まぐろ漁業者は、大西洋くろまぐろ（大西洋条約海域において採捕されるものに限る。以下同じ。）又はみなみまぐろを採捕したときは、その都度、当該大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろに当該採捕に係る船舶の信号符字及び採捕の順序を示す番号を表示しなければならない。

2 かつお・まぐろ漁業者は、採捕した大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろを陸揚げするまでの間は、前項の規定により当該大西洋くろまぐろ又はみなみまぐろに表示された信号符字若しくは番号を抹消し、又は除去し、その他当該信号符字若しくは番号の識別を困難にする行為をしてはならない。

(漁獲物等の転載制限)

第六十条 かつお・まぐろ漁業者は、当該漁業の漁獲物又はその製品を日本国外の地に陸揚げしようとする場合において、漁業監督官から漁業取締り上必要な指示を受けたときは、これに従わなければならぬ。

(陸揚げ又は転載の届出)

第六十一条 かつお・まぐろ漁業者（総トン数百二十トン未満の動力漁船を使用する者に限る。以下この条において同じ。）は、漁獲物又はその製品を日本国外若しくは日本国外の地に陸揚げし、又は当該漁獲物を採捕し、若しくは当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載してはならない。ただし、別表第八の上欄に掲げる港内又は海域において転載する場合であつて、それぞれ同表の下欄に定めるところにより転載するときは、この限りでない。

(漁獲物等の国外陸揚げの制限)

第六十二条 かつお・まぐろ漁業者は、当該漁業の漁獲物又はその製品を日本国外の地に陸揚げしようとする場合において、漁業監督官から漁業取締り上必要な指示を受けたときは、これに従わなければならぬ。

(陸揚げ又は転載の届出)

第六十三条 かつお・まぐろ漁業者の（総トン数百二十トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用する者に限る。以下この条において同じ。）は、漁獲物又はその製品を日本国外若しくは日本国外の地に陸揚げし、又は当該漁獲物を採捕し、若しくは当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載してはならない。ただし、別表第八の上欄に掲げる港内又は海域において転載する場合であつて、それぞれ同表の下欄に定めるところにより転載するときは、この限りでない。

（漁獲物等の国外陸揚げの制限）

第六十四条 かつお・まぐろ漁業者（総トン数百二十トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用する者に限る。以下この条において同じ。）は、漁獲物又はその製品を日本国外若しくは日本国外の地に陸揚げし、又は当該漁獲物を採捕し、若しくは当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載してはならない。ただし、別表第八の上欄に掲げる港内又は海域において転載する場合であつて、それぞれ同表の下欄に定めるところにより転載するときは、この限りでない。

（漁獲物等の国外陸揚げの制限）

第六十五条 かつお・まぐろ漁業者（総トン数百二十トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用する者に限る。以下この条において同じ。）は、漁獲物又はその製品を日本国外若しくは日本国外の地に陸揚げし、又は当該漁獲物を採捕し、若しくは当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載してはならない。ただし、別表第八の上欄に掲げる港内又は海域において転載する場合であつて、それぞれ同表の下欄に定めるところにより転載するときは、この限りでない。

（漁獲物等の国外陸揚げの制限）

第六十六条 かつお・まぐろ漁業者（総トン数百二十トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用する者に限る。以下この条において同じ。）は、漁獲物又はその製品を日本国外若しくは日本国外の地に陸揚げし、又は当該漁獲物を採捕し、若しくは当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載してはならない。ただし、別表第八の上欄に掲げる港内又は海域において転載する場合であつて、それぞれ同表の下欄に定めるところにより転載するときは、この限りでない。

（漁獲物等の国外陸揚げの制限）

第六十七条 かつお・まぐろ漁業者（総トン数百二十トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用する者に限る。以下この条において同じ。）は、漁獲物又はその製品を日本国外若しくは日本国外の地に陸揚げし、又は当該漁獲物を採捕し、若しくは当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載してはならない。ただし、別表第八の上欄に掲げる港内又は海域において転載する場合であつて、それぞれ同表の下欄に定めるところにより転載するときは、この限りでない。

（漁獲物等の国外陸揚げの制限）

第六十八条 かつお・まぐろ漁業者（総トン数百二十トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用する者に限る。以下この条において同じ。）は、漁獲物又はその製品を日本国外若しくは日本国外の地に陸揚げし、又は当該漁獲物を採捕し、若しくは当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載してはならない。ただし、別表第八の上欄に掲げる港内又は海域において転載する場合であつて、それぞれ同表の下欄に定めるところにより転載するときは、この限りでない。

（漁獲物等の国外陸揚げの制限）

第六十九条 かつお・まぐろ漁業者（総トン数百二十トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用する者に限る。以下この条において同じ。）は、漁獲物又はその製品を日本国外若しくは日本国外の地に陸揚げし、又は当該漁獲物を採捕し、若しくは当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載してはならない。ただし、別表第八の上欄に掲げる港内又は海域において転載する場合であつて、それぞれ同表の下欄に定めるところにより転載するときは、この限りでない。

（漁獲物等の国外陸揚げの制限）

第七十条 かつお・まぐろ漁業者（総トン数百二十トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用する者に限る。以下この条において同じ。）は、漁獲物又はその製品を日本国外若しくは日本国外の地に陸揚げし、又は当該漁獲物を採捕し、若しくは当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載してはならない。ただし、別表第八の上欄に掲げる港内又は海域において転載する場合であつて、それぞれ同表の下欄に定めるところにより転載するときは、この限りでない。

（漁獲物等の国外陸揚げの制限）

第七十一条 かつお・まぐろ漁業者は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。ただし、当該かつお・まぐろ漁業者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。

1 当該さめの全ての部分（頭部、内臓及び皮を除く。）を陸揚げまでの間、船上において所持すること。

二 当該さめ（インド洋協定海域、中西部太平洋条約海域及び東部太平洋条約海域において採捕したもの（インド洋協定海域においては、船上において冷凍保存するものを除く。）に限る。）を陸揚げまでの間、船上においてひれを切り離すこと。ただし、農林水産大臣が別に定めて告示する場合は、この限りでない。

三 当該さめを陸揚げするときに、前二号の規定により所持したものを陸揚げすること。

（準用規定）

第六十三条 第三十四条から第三十八条までの規定は、かつお・まぐろ漁業に準用する。この場合において、第三十四条中「当該許可に係る船舶、第四十条第一項の規定により届け出た運搬船並びに第四十二条第一項の規定により届け出た火船及び魚探船（以下「許可船舶等」という。）」とあり、及び第三十五条から第三十七条までの規定中「許可船舶等」とあるのは、「かつお・まぐろ漁業の許可に係る船舶」と読み替えるものとする。

第十四節 中型さけ・ます流し網漁業

（塗装しない船舶の使用禁止）

第六十四条 中型さけ・ます流し網漁業の許可を受けた者（以下「中型さけ・ます流し網漁業者」という。）であつて、太平洋の海域（日本海の海域を除く。）を当該許可において操業区域の全部又は一部とするものは、当該許可に係る船舶の船橋（船橋樓がある場合には、船橋樓。以下この項において同じ。）及び船橋と同一の甲板上にあるげんじょうの外面のうちその下端から五十センチメートル上方に至る帶状の部分を赤色で、その他の満載状態における喫水線上の船体の外面（甲板を除く。）を白色で塗装しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2 第五十六条第二項の規定は、中型さけ・ます流し網漁業に準用する。

（許可番号を表示しない流し網の使用禁止）

第六十五条 中型さけ・ます流し網漁業者は、その浮標に当該許可に係る許可番号を明瞭に表示した流し網以外の流し網を当該漁業に使用してはならない。

（漁獲物等の転載制限）

第六十六条 中型さけ・ます流し網漁業者は、当該漁業の漁獲物又はその製品を、当該漁獲物を採捕し又は当該製品を製造した船舶から他の船舶に転載してはならない。ただし、船舶の損傷その他やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

第十五節 北太平洋さんま漁業

第六十六条の二 第三十条の二、第三十条の三及び第三十二条の二の規定は、北太平洋さんま漁業について準用する。

第十六節 日本海べにずわいがに漁業

（塗装しない船舶の使用禁止）

第六十七条 日本海べにずわいがに漁業の許可を受けた者（以下「日本海べにずわいがに漁業者」という。）は、当該許可に係る船舶の船橋の周囲を各二十センチメートルの幅で帯状に赤色及び青色で塗装しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2 第五十六条第一項の規定は、日本海べにずわいがに漁業に準用する。

（一定の漁具の使用禁止）

第六十八条 日本海べにずわいがに漁業者は、次に掲げる要件に適合する漁具以外の漁具を当該漁業に使用してはならない。

一 各連に装着する浮標のうち少なくとも一つに「べにずわい」の文字、当該許可に係る許可番号及び当該各連に付した個別の番号（以下この条において「連番号」という。）を表示した縦十八セ

ンチメートル以上、横十三センチメートル以上の大きさの札を付けること。

二 各連に装着する全ての浮標に当該許可に係る許可番号及び連番号を表示すること。

（走の浮標の使用禁止）

第六十九条 日本海べにずわいがに漁業者は、海中へ任意に沈降させ、又は海上へ任意に浮上させることができる音波浮上式ブイその他の浮標を当該漁業に使用してはならない。

第十七節 いか釣り漁業

第六十九条の二 第三十条の二、第三十条の三及び第三十二条の二の規定は、いか釣り漁業について準用する。

第三章 知事許可漁業

第一節 総則

（知事許可漁業の種類）

第七十条 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業は、次に掲げるものとする。

一 中型まき網漁業 総トン数五トン以上四十トン未満の船舶によりまき網を使用して行う漁業

二 小型機船底びき網漁業 総トン数十五トン（別表第二の沖合底びき網漁業の項の下欄に掲げる海域においてほたてがいをとることを目的とする場合にあつては、総トン数二十トン）未満の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業

三 濑戸内海機船底びき網漁業 濑戸内海（法第一百五十二条第二項に規定する瀬戸内海をいう。）において総トン数五トン以上の動力漁船により船びき網を使用して行う漁業をいう。

四 小型さけ・ます流し網漁業 総トン数三十トン未満の動力漁船により流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業

（農林水産大臣が定めることができるその他の事項）

第七十一条 法第五十七条第七項第三号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 当該漁業について都道府県知事が許可をことができる船舶の合計総トン数

二 当該漁業について都道府県知事が許可をできる船舶の合計馬力数の最高限度

- 三 農林水産大臣があらかじめ指定した水域において都道府県知事が許可をできる船舶の総トン数
四 農林水産大臣があらかじめ指定した水域において都道府県知事が許可をできる船舶の馬力数の最高限度

第二節 小型機船底びき網漁業

(小型機船底びき網漁業の種類)

第七十二条 第七十一条第二号に掲げる小型機船底びき網漁業は、次のとおり区分する。

- 一 手縄第一種漁業 網口開口装置を有しない網具を使用して行う手縄漁業
- 二 手縄第二種漁業 ビームを有する網具を使用して行う手縄漁業
- 三 手縄第三種漁業 桟を有する網具を使用して行う手縄漁業
- 四 打瀬漁業
- 五 その他の小型機船底びき網漁業 前各号に掲げるもの以外の小型機船底びき網漁業

2 前項各号に掲げる小型機船底びき網漁業の地方名称を付する必要がある場合には、都道府県知事が指定する名称による。

第七十三条 小型機船底びき網漁業は、農林水産大臣が海域又は期間を定めたときは、当該海域又は期間内においては、當んではならない。ただし、第一種共同漁業権又は第三種区画漁業権の目的となつておる水産動植物を當該共同漁業権若しくは区画漁業権又はこれらを目的とする入漁権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

2 農林水産大臣は、前項の規定により禁止海域又は禁止期間を定めたときはこれを告示する。

第七十四条 農林水産大臣が指定する海域においては、農林水産大臣が指定する種類の小型機船底びき網漁業は、當んではならない。

2 前項の指定については、前条第二項の規定を準用する。

(禁止漁法又は禁止漁具)

第七十五条 一そくびき小型機船底びき網漁業は、當んではならない。ただし、農林水産大臣の指定するものについては、この限りでない。

2 小型機船底びき網漁業は、滑走装置を備えた柵又は網口開口板を使用して當んではならない。ただし、農林水産大臣が指定する小型機船底びき網漁業であつてその指定する海域及び期間内において當むものについては、この限りでない。

3 第一項ただし書及び前項ただし書の指定については、第七十三条第二項の規定を準用する。

第三節 小型さけ・ます流し網漁業

第七十六条 第七十一条第四号に掲げる小型さけ・ます流し網漁業のうちその操業区域の全部又は一部が日本海の海域(北海道檜山郡と松前郡との最大高潮時海岸線における境界点から松前郡小島灯台を中心点を経て青森県竜飛崎灯台中心点に至る線以東の津軽海峡の海域を除く。以下この条において同じ。)に係るものに許可を受けた者(次項において「日本海小型さけ・ます流し網漁業者」という。)は、毎年三月十日から六月二十日まで(政府間の取決めを実施するため必要がある場合その他特別の事由がある場合において、農林水産大臣が操業の最終日を定めて告示したときは、その日まで)の期間内でなければ、日本海の海域において、當該漁業を當んではならない。

2 日本海小型さけ・ます流し網漁業者は、日本海の海域において當該漁業を當むために流し網を敷設する場合には、海中におけるその長さの合計が當該許可に係る船舶ごとに十二キロメートルを超えないようしなければならない。

第四章 届出漁業

(漁業の届出)

第七十七条 次に掲げる漁業(以下「届出漁業」という。)を當もうとする者は、當該届出漁業の操業期間ごと及び船舶ごとに、當該操業期間の最初の日の一月前までに、農林水産大臣が告示で定める様式による届出書を農林水産大臣に届け出なければならない。

1 沿岸まぐろはえ縄漁業 別表第九の当該漁業の項に掲げる海域において総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船により浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業

2 小型するめいか釣り漁業 別表第九の当該漁業の項に掲げる海域において総トン数五トン以上三十トン未満の動力漁船により釣りによつてするめいかをとることを目的とする漁業

3 暫定措置水域沿岸漁業等 別表第九の当該漁業の項に掲げる海域において動力漁船により行う漁業(次に掲げるものを除く。)

イ 第二条各号に掲げる大臣許可漁業

ロ 前二号に掲げる漁業

2 前項の規定による届出は、次に掲げる書類を添えてしなければならない。

1 船舶安全法に基づく船舶検査証書の写し

2 届出に係る船舶を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面

3 第一項の規定による届出をした者は、届出書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、農林水産大臣に変更の届出をしなければならない。この場合において、当該変更の届出が相続又は法人の合併若しくは分割によるものであるときは、その事実を証する面を添えなければならない。

4 農林水産大臣は、第一項又は前項の規定による届出をした者に対し、必要な事項に關し、書面又は口頭による報告を求めることができる。
(漁獲成績報告書等)

第七十八条 前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る漁業の漁獲成績報告書を、農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の漁獲成績報告書の提出期限及び様式は、農林水産大臣が別に定めて告示する。
 (船舶の塗装)

第七十九条 別表第九の暫定措置水域沿岸漁業等の項の第三号に掲げる海域において届出漁業を営む者は、当該漁業に係る船舶に表示された漁船法による登録番号の下に二センチメートルの幅で黒色の横線を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。
 (沿岸まぐろはえ縄漁業に係る漁具の制限)

第八十条 沿岸まぐろはえ縄漁業を営む者は、我が国が締結した漁業に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な漁具に関する制限として農林水産大臣が別に定めて告示するものに違反して操業してはならない。
 (さめの魚体の所持等の制限)

第八十一条 沿岸まぐろはえ縄漁業を営む者は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。ただし、当該沿岸まぐろはえ縄漁業を営む者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。
 一 当該さめの全ての部分（頭部、内臓及び皮を除く。）を陸揚げまでの間、船上において所持すること。
 二 当該さめを陸揚げするときに、前号の規定により所持したものを持揚げすること。

(操業制限)

第八十二条 届出漁業を営む者は、別にこの省令で定める場合のほか、別表第十の上欄に掲げる届出漁業に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる制限又は禁止に違反して当該届出漁業を営んではならない。
 (かじき等流し網漁業の禁止)

第八十三条 何人も、別表第十一に掲げる海域においては、総トン数十トン以上の動力漁船により流し網を使用してかじき、かつお、まぐろ又はさめをとることを目的とする漁業を営んではならない。
 (さけ・ます漁業の禁止)

第八十四条 何人も、赤道以北の太平洋の海域においては、総トン数十トン以上の動力漁船によりさけ又はますをとることを目的とする漁業（中型さけ・ます流し網漁業及び小型さけ・ます流し網漁業を除く。）を営んではならない。ただし、漁業権若しくは入漁権に基づいて営む場合又はさけ若しくはますをとることを目的とする漁業についての法第五十七条第一項又は第百十九条第一項の規定による都道府県知事の許可を受けて営む場合は、この限りでない。
 (さんま漁業の禁止)

第八十五条 何人も、北緯三十四度五十四分六秒の線以北、東経百三十九度五十三分十八秒の線以東の太平洋の海域（オホーツク海及び日本海の海域を除く。）においては、総トン数十トン以上の動力漁船によりさんまをとることを目的とする漁業（北太平洋さんま漁業を除く。）を営んではならない。
 (いか流し網漁業の禁止)

第八十六条 何人も、動力漁船により流し網を使用していかをとることを目的とする漁業を営んではならない。
 (べにすわいがに漁業の禁止)

第八十七条 何人も、別表第一の日本海べにずわいがに漁業の項の中欄に掲げる海域においては、動力漁船によりべにずわいがにをとることを目的とする漁業（日本海べにずわいがに漁業を除く。）を営んではならない。
 (水産動植物の採捕の禁止)

第八十八条 何人も、別表第十二の上欄に掲げる水産動植物を、それぞれ同表の下欄に掲げる禁止区域においては、採捕してはならない。
 2 前項の規定に違反して採捕された水産動植物は、所持し、又は販売してはならない。

第八十九条 中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定第一条(a)に規定する協定水域においては、魚、甲殻類及び軟体動物の種に属する水産動物（海洋法に関する国際連合条約第七十七条4に規定する定着性の種族であつて農林水産大臣が別に定めて告示するものを除く。）を採捕してはならない。
 (中央北極海公海における魚類の採捕の禁止)

第九十条 南緯六十度の線以南の海域においては、農林水産大臣が別に定めて告示するあざらし及びおつとせいを猟獲してはならない。ただし、農林水産大臣が南極のあざらしの保存に関する条約（ひげ鯨等の捕獲等の禁止）の限りでない。

第九十一条 基地式捕鯨業者及び母船式捕鯨業者以外の者は、ひげ鯨及びまつこう鯨（この条及び次条において「ひげ鯨等」という。）を捕獲してはならない。ただし、基地式捕鯨業及び母船式捕鯨業以外の漁業であつて農林水産大臣が別に定めて告示するものの操業中に混獲した場合並びに座礁し、又は漂着したひげ鯨等であつて農林水産大臣が別に定めて告示するものを捕獲した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定によりひげ鯨等を捕獲（混獲を含む。以下この項及び次条において同じ。）した者は、遅滞なく、次に掲げる事項を農林水産大臣に報告しなければならない。
 一 捕獲の日時及び場所
 二 鯨の種類

三 漁業の種類及び免許番号又は許可番号（ひげ鯨等を混獲した場合に限る。）

四 処理を開始した日時及び場所
五 体長、性別、乳分泌の有無並びに胎児の性別及び体長

3 第一項の規定に違反してひげ鯨等を捕獲した者は、当該ひげ鯨等を販売し、又は販売の目的をもつて所持し、若しくは加工してはならない。その情を知つてこれを譲り受けた者も、同様とする。

第九十二条 前条第一項ただし書の規定によりひげ鯨等を捕獲した者は、当該ひげ鯨等を処理してはならない。

2 ひげ鯨等を捕獲した者は、当該ひげ鯨等の個体の識別に必要なDNA分析（DNAの塩基配列の解析であつて、当該ひげ鯨等の個体を特定させるDNAの塩基配列の情報が取得できるものに限る。以下この条において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該ひげ鯨等（生きているものに限る。）を海に戻す場合及び当該ひげ鯨等の全ての部分を埋却又は焼却により処分する場合は、この限りでない。

3 ひげ鯨等を捕獲した者は、前項の規定によりDNA分析を行つたときは、農林水産大臣が別に定めて告示する様式により、遅滞なく、当該ひげ鯨等の処理状況を報告しなければならない。

4 前条第三項の規定は、第二項の規定に違反してDNA分析を行わなかつた者について準用する。この場合において、同項中「当該ひげ鯨等」とあるのは、「第九十二条第二項の規定によるDNA分析を行つてない当該ひげ鯨等」と読み替えるものとする。

（歯鯨の捕獲の禁止）

第九十三条 基地式捕鯨業者以外の者は、歯鯨（まつこう鯨を除く。以下この条において同じ。）を捕獲してはならない。ただし、歯鯨（いしいるか（りくせんいるか型いしいるかを含む。）、かまいるか、すじいるか、はんどういるか（ばんどういるか）、まだらいるか（あらりいるか）、はなごんどう、こびれ（ごんどう（まごんどう）、おき（ごんどう、しわはいるか又はかずは（ごんどうに限る。）をとることを目的とする漁業についての法第五十七条第一項又は第一百十九条第一項の規定による都道府県知事の許可を受けて捕獲する場合は、この限りでない。）（特定の鯨の捕獲の禁止）

第九十四条 何人も、第九十一条第一項及び前条の規定にかかわらず、別表第十三の上欄に掲げる鯨を、それぞれ同表の下欄に掲げる禁止区域においては、採捕してはならない。

2 前項の規定に違反して採捕された鯨は、所持し、又は販売してはならない。

（高度回遊性魚類資源の採捕の禁止）

第九十五条 中西部太平洋条約海域のうち公海においては、船舶により、中西部太平洋条約第三条3の規定により同条約を適用することとされている魚種であつて農林水産大臣が別に定めて告示するもの（以下「高度回遊性魚類資源」という。）を採捕してはならない。ただし、大中型まき網漁業又はかつお・まぐろ漁業を営む者が採捕する場合は、この限りでない。

2 前項の規定に違反して高度回遊性魚類資源を採捕した者は、当該高度回遊性魚類資源又はその製品を所持し、又は販売してはならない。

（大西洋くるまぐろ又はみなみまぐろの採捕等の禁止）

第九十六条 何人も、大西洋くるまぐろ又はみなみまぐろを採捕してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 漁獲割当管理区分において年次漁獲割当量設定者がその設定を受けた年次漁獲割当量の範囲内において採捕する場合

二 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結国たる外国等に対する割当又はみなみまぐろの保存のための条約の締結国たる外国等に対する割当を受けて当該割当の範囲内において採捕する場合

3 第二十四条第一項の規定に違反して陸揚げを行い、又は第一項の規定に違反して大西洋くるまぐろ又はみなみまぐろを採捕した者は、当該大西洋くるまぐろ又はみなみまぐろを販売し、又は販売の目的をもつて所持し、若しくは加工してはならない。その情を知つてこれを譲り受けた者も、同様とする。

（運搬船の届出）

第九十七条 別表第八の上欄に掲げる港内又は海域においてかつお・まぐろ漁業（総トン数百二十トン以上の動力漁船により、浮きはえ繩を使用するものに限る。）の漁獲物又はその製品の転載を当該漁獲物を採捕し、又は当該製品を製造した船舶から受ける日本船舶（以下この項において「運搬船」という。）を運航する者は、あらかじめ、当該運搬船ごとに、別記様式第七号の運搬船届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。

1 運搬船に係る漁船法による漁船の登録の謄本

2 運搬船を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面

3 前項の規定による届出をした者は、同項の運搬船届出書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、当該変更に係る事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

（北太平洋条約海域における運搬船の届出）

第九十七条の二 北太平洋条約海域において、遠洋底びき網漁業、太平洋底刺し網等漁業、大中型まき網漁業、北太平洋さんま漁業及びいか釣り漁業の漁獲物又はその製品の転載を当採捕し、又は当該製品を製造した船舶から受ける日本船舶（以下この項において「運搬船」という。）を運航する者は、あらかじめ、当該運搬船ごとに、別記様式第七号の二の運搬船届出書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に届け出なければならない。ただし、転載を受ける漁獲物又はその製品の原料が、大中型まき網漁業の漁獲物であつて、中西部太平洋条約第三条3の規定により同条約を適用することとされている魚種であり、かつ、第九十五条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が別に定めて告示するものである場合は、この限りでない。

1 運搬船に係る漁船法による漁船の登録の謄本

2 運搬船に係る船舶安全法に基づく船舶検査証書の写し

- 三 運搬船を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面
- 2 前項の規定による届出をした者は、同項の運搬船届出書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに当該変更に係る事項を農林水産大臣に届け出なければならない。
(まぐろ又はかじきの採捕の制限)

第九十八条 南緯五十五度の線、西経百五十度の線、次に掲げる線から成る線及び西経二十度の線により囲まれた海域並びに大西洋条約海域においては、農林水産大臣が許可した場合を除き、日本船舶以外の船舶においてまぐろ又はかじきの採捕に従事してはならない。

- 一 東経百八十度以東の南緯三十五度の線
二 次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線

イ 東経百八十度南緯三十五度の点

ロ 東経百八十度南緯三十度の点

ハ 東経百二十度南緯三十度の点

ニ 東経百二十度南緯十度の点

ホ 東経百五度南緯十度の点

ト 東経百五度南緯二十度の点

チ 東経九十五度南緯三十度の点

三 東経九十五度以西の南緯三十度の線

(無許可船舶におけるさけ又はますをとる漁具の所持の禁止)

第九十九条 漁業を営む者は、政府間の取決めの実施のため農林水産大臣が中型さけ・ます流し網漁業の許可又はさけ若しくはますをとることを目的とする漁業についての法第五十七条第一項若しくは第一百十九条第一項の規定による都道府県知事の許可に係る船舶以外の船舶(以下「さけ・ます漁業に係る無許可船舶」という。)において専らさけ又はますをとる流し網又はえ縄を所持することを禁止する区域及び期間を定めて告示したときは、当該区域においては、当該期間中さけ・ます漁業に係る無許可船舶において、当該漁具を所持してはならない。

2 前項の区域及び期間は、その施行期日を定め、その期日の二週間前までに官報に掲載してするものとする。ただし、政府間の取決めの実施のため緊急を要する場合は、この限りでない。
(さけ又はますの採捕の制限)

第一百条 赤道以北の太平洋の海域においては、農林水産大臣が許可した場合を除き、日本船舶以外の船舶においてさけ又はますの採捕に従事してはならない。

(ずわいがにの採捕の制限等)

第一百一条 別表第一のずわいがに漁業の項の中欄に掲げる海域においては、ずわいがにの未成熟がに(腹節の内側に卵を有しない雌がに及び甲幅九センチメートル(別表第十四の上欄に掲げるE海域にあつては、甲幅八センチメートル)未満の雄がにをいう。次項において同じ。)は、採捕してはならない。

2 別表第十四の上欄に掲げる海域においては、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内は、ずわいがにの成熟がに(未成熟がに以外のかにをいう。)は、採捕してはならない。

3 漁業を営む者又は水産動植物の販売若しくは加工を業とする者は、第一項の規定に違反して採捕されたずわいがに又はその製品を所持し、販売し、又は加工してはならない。
(べにずわいがにの採捕等の禁止)

第一百二条 雌及び甲幅九センチメートル以下の雄のべにずわいがにには、採捕してはならない。

2 漁業を営む者又は水産動植物の販売若しくは加工を業とする者は、前項の規定に違反して採捕されたべにずわいがに又はその製品を所持し、販売し、又は加工してはならない。

第六章 雜則

(停船命令)

第一百三条

漁業監督官は、法第一百一十八条第三項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができる。

2 前項の規定による停船命令は、法第一百一十八条第三項の規定による検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。

1 別記様式第八号による信号旗を掲げること。

2 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号(短音一回、長音一回、短音二回)を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。

3 投光器によりLの信号(短光一回、長光一回、短光二回)を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。

2 サイレン、汽笛その他の音響信号により、「長音」又は「長光」とは、約三秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約一秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

第一百四条 農林水産大臣は、漁業者その他水産動植物を採捕する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の船長、船員の職務を行う者又は操業を指揮する者(基地式捕鯨業又は母船式捕鯨業における砲手を含む。)に対し、当該違反に係る漁業又は水産資源の採捕に係る船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第三十八条第三項の規定は、第一項の規定による命令に係る聴聞について準用する。

(漁業監督官の乗船)
（漁業監督官は、その職務を行うため必要があると認めるときは、大臣許可漁業の許可に係る船舶に乗船することができる。）

第一百五条 漁業監督官は、その職務を行うため必要があると認めるときは、大臣許可漁業の許可に係る船舶に乗船することができる。

(外国の法令の遵守)

第一百六条 大臣許可漁業の許可を受けた者は、外国の領海又は排他的經濟水域において操業する場合には、漁業に関する法令に相当する当該外国の法令を遵守しなければならない。
別表第五の下欄に掲げる者（大臣許可漁業の許可を受けた者を除く。）は、それぞれ同表の上欄に掲げる区域において操業する場合には、漁業に関する法令に相当する当該区域を管轄する外国の法令を遵守しなければならない。

(外国周辺の海域における船舶の立入禁止)

第一百七条 外国周辺の海域のうち別表第五の上欄に掲げる区域においては、漁業を営む者は、それぞれ同表の下欄に掲げる者を除き、漁業を営むために船舶により当該区域内に立ち入ってはならない。

(外国周辺の海域における操業等の禁止命令)

第一百八条 農林水産大臣は、漁業者が前条の規定に違反して漁業を営んだ事実があると認めるときは、漁業取締りのため必要な限度において、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船員の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、当該違反に係る同条の区域の周辺の海域につき漁業を営み、又は漁業に従事することを禁止する区域及び期間を指定して、漁業を営み、又は漁業に従事することを禁止することができる。

2 別表第五の下欄に掲げる者（大臣許可漁業の許可を受けた者を除く。）は、それぞれ同表の上欄に掲げる区域において操業する場合には、漁業に関する法令に相当する当該区域を管轄する外国の法令を遵守しなければならない。

3 第三十八条第三項の規定は、第一項の規定による命令に係る聽聞について準用する。

(鯨体処理場)

第一百九条 鯨体処理場を設置し、又はその設備を変更しようとする者は、鯨体処理場ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出して、同項の許可を申請しなければならない。

3 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

(鯨体処理場の名称)

3 二 鯨体処理場の名称

(鯨体処理場の設置場所)

4 第四十六条第二項の規定による報告を受ける連絡先

3 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。

一 第一項の許可を受けようとする者が個人である場合 次に掲げる書類

イ 住民票の写し

ロ 略歴

ハ 鯨体処理場の建物図面

ホ ニ 本
ハ 鯨体処理場の仕様書

ホ 設置場所及びその付近の図面

二 第一項の許可を受けようとする者が法人である場合 次に掲げる書類

イ 登記事項証明書

ロ 登記事項証明書

ハ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

二 前号ハからホまでに定める書類

(鯨体処理場の条件)

第一百十条 鯨体処理場は、次に掲げる条件を満たすものでなければならぬ。
一 水産動植物に有害な物が遺棄され、又は漏せつするおそれがないこと。
二 第四十六条第二項の規定による報告を受けるために必要な体制を有すること。
(変更命令等)

第一百十一条 農林水産大臣は、鯨体処理場が前条の条件を満たさなくなつたときは、当該鯨体処理場の設置の許可を受けた者（以下「鯨体処理場設置者」という。）に対し、当該鯨体処理場の設備の変更を命じ、又はその使用を制限することができる。
(許可の取消し等)

第一百十二条 農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該鯨体処理場の設置の許可を受けた者（以下「鯨体処理場設置者」という。）に対し、当該鯨体処理場の設備の変更を命じ、又はその使用を制限することができる。
一 当該許可の日から一年以内に鯨体処理場の設置又はその設備の変更がないとき。
二 鯨体処理場が引き続き二年間使用されていないとき。
三 鯨体処理場設置者がこの省令の規定又はこの省令の規定に基づく処分に違反したとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聽聞を行わなければならない。

第三十八条第二項の規定は、第一項の規定による処分に係る聽聞について準用する。

(鯨体処理状況の記載)

第一百三十三条 鯨体処理場設置者は、第四十六条第二項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告に係る事項を帳簿に記載し、かつ、当該鯨につき次に掲げる事項をその判明の都度これに併記しなければならない。

一 処理開始の日時

二 体長

三 性別

四 乳分泌の有無

五 胎児の性別及び体長

六 この省令に違反する事実のある場合には、その詳細

2 第五十条第二項の規定は、前項第二号及び第五号の体長について準用する。

(鯨体処理状況報告書の提出)

第一百四条 鯨体処理場設置者は、農林水産大臣が別に定めて告示する様式による毎年の鯨体処理状況報告書を、翌年の一月三十一日までに農林水産大臣に提出しなければならない。

(鯨体処理場の廃止の届出)

第一百六条 鯨体処理場設置者は、鯨体処理場を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
2 前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る鯨体処理場の設置の許可は効力を失う。
(提出書類の経由機関)

第一百六十六条 この省令の規定により農林水産大臣に提出する書類であつて次に掲げるものは、第一号から第十五号までに掲げるものにあつては住所地（二以上ある場合にあつては、主たる住所地）を、第十六号から第十八号までに掲げるものにあつては漁業根拠地（漁業を営む者がその営む漁業に使用する船舶により行う当該漁業の操業を管理する事務所の所在地をいい、二以上ある場合にあつては、主たる漁業根拠地をいう。）を管轄する都道府県知事を経由して提出しなければならない。

一 遠洋底びき網漁業に関するもの

二 東シナ海はえ縄漁業に関するもの

三 大西洋等はえ縄等漁業に関するもの

四 太平洋底刺し網等漁業に関するもの

五 基地式捕鯨業に関するもの

六 母船式捕鯨業に関するもの

七 かじき等流し網漁業に関するもの

八 東シナ海等かじき等流し網漁業に関するもの

九 かつお・まぐろ漁業に関するもの

十 中型さけ・ます流し網漁業に関するもの

十一 北太平洋さんま漁業に関するもの

十二 ずわいがに漁業に関するもの

十三 日本海べにずわいがに漁業に関するもの

十四 いか釣り漁業に関するもの

十五 届出漁業に関するもの

十六 沖合底びき網漁業に関するもの

十七 以西底びき網漁業に関するもの

十八 大中型まき網漁業に関するもの

十九 第六章の規定により鯨体処理場に関する農林水産大臣に提出する書類は、当該鯨体処理場の所在地を管轄する都道府県知事を経由して提出しなければならない。

3 2 第一項の規定にかかるらず、次に掲げる書類は、都道府県知事を経由せずに農林水産大臣に提出することができる。
一 第十四条第一項の規定による資源管理の状況等の報告に関するもの
二 第二十五条第二項の規定による位置等の報告に関するもの
三 第三十条の三（第三十三条、第六十六条の二及び第六十九条の二において準用する場合を含む。）の規定による転載の届出又は第四十二条若しくは第六十一条の規定による陸揚げ若しくは転載の届出に関するもの

四 第九十七条及び第九十七条の二の規定による運搬船の届出に関するもの

第七章 罰則

第一百七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十三条、第二十四条第一項、第二十七条（第二十八条において準用する場合を含む。）、第三十条の二（第三十三条、第四十三条の二、第六十六条の二及び第六十九条の二において準用する場合を含む。）、第四十三条、第四十四条、第四十五条第二項、第四十七条、第四十八条、第五十九条、第六十条、第六十六条、第七十三条第一項、第七十四条第一項、第七十五条第一項若しくは第二項、第七十六条、第八十二条、第八十八条から第九十条まで、第九十一条第一項、第九十三条から第九十五条まで、第九十六条第一項若しくは第三項、第九十八条、第一百条から第一百二十二条まで、第一百七条又は第一百九条第一項の規定に違反した者

二 第百四条第一項又は第一百八条第一項の規定による命令に違反した者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第三百一十九条 第三十九条、第四十五条第一項若しくは第三項、第五十三条、第五十四条（第五十五条において準用する場合を含む。）又は第九十二条第四項において準用する場合を含む。）又は第九十九条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百一十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条、第二十九条、第三十一条（第五十五条において準用する場合を含む。）、第三十二条の二（第六十六条の二及び第六十九条の二において準用する場合を含む。）、第三十五条（第六十三条において準用する場合を含む。）、第四十六条第一項、第四十九条第一項、第五十二条第一項（第五十五条において準用する場合を含む。）、第五十五条（第六十六条の二及び第六十九条の二において準用する場合を含む。）、第五十六条第一項、第五十八条、第六十四条第一項、第六十五条、第六十七条第一項、第六十八条又は第七十九条の規定に違反した者

二 第二十六条第一項の規定による操業日誌を備え付けず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の事項を記載した者

三 第七十七条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第一百二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第一百十七条第一項、第一百十八条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、各本条の罰金刑を科する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和三十八年二月一日から施行する。ただし、第六十一条、第六十四条、第六十九条、第七十三条及び第一百条の規定並びにこれらの規定に係る罰則の規定は、同年四月一日から施行する。

（中型機船底曳網漁業取締規則等の廃止）

第二条 次の省令は、廃止する。

中型機船底曳網漁業取締規則（昭和九年農林省令第二十号）

海驥海豹獵獲取締規則（昭和十七年農林省令第四十七号）

中型かつお・まぐろ漁業取締規則（昭和二十一年農林省令第四十三号）

小型捕鯨業取締規則（昭和二十二年農林省令第九十一号）

指定遠洋漁業取締規則（昭和二十五年農林省令第十七号）

まき網漁業取締規則（昭和二十七年農林省令第八号）

母船式漁業取締規則（昭和二十七年農林省令第三十号）

白蝶貝等採取業取締規則（昭和二十七年農林省令第五十一号）

さけ・ます流網漁業等取締規則（昭和二十七年農林省令第五十二号）

トロール漁業取締規則（昭和二十八年農林省令第三十一号）

さば漁業取締規則（昭和三十三年農林省令第三十二号）

（母船式漁業の漁獲物等の輸送制限に関する経過措置）

第十二条 この省令の施行の際現に旧母船式漁業取締規則第三十五条の規定により母船及び附属漁船以外の船舶によつてする製品又は漁獲物の輸送につきしては、當該母船式漁業の漁獲物又はその製品の輸送に係る農林水産大臣の許可とみなす。

（鯨体処理場の使用の許可に関する経過措置）

第十三条 この省令の施行の際現に大型捕鯨業又は小型捕鯨業となつた切替指定漁業に係る旧法許可又は旧法起業認可を受けている者については、當該切替指定漁業に係るみなし許可の有効期間の満了日までは、本則第四十二条第一項又は第四十九条第一項の規定を適用しない。當該満了日以前に大型捕鯨業又は小型捕鯨業につき許可又は起業の認可（法第五十八条の二の規定による許可又は起業の認可その他の該許可又は起業の認可を除く。）を受ける者についても、同様とする。（旧省令による承認に関する経過措置）

第十四条 附則第十二条及び第十二条に規定する場合のほか、旧省令の規定により農林水産大臣の承認を要した事項であつてこの省令の施行の際現に農林水産大臣がしている承認は、この省令の相当する規定によりした許可とみなす。

（この省令の施行前にした行為に対する処分及び罰則の適用）

第十六条 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行なう行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお從前の例による。

(従前の例による事項についての罰則の適用)
第十七条 附則第十一条の規定により従前の例によることとされる漁獲物又はその製品の陸揚げ又は転載に関する制限に係る行為でこの省令の施行後にしたものに対する罰則の適用については、な
 お従前の例による。

附 則 (昭和三八年九月三〇日農林省令第五八号)

この省令は、昭和三十八年十月一日から施行する。

附 則 (昭和三八年一二月七日農林省令第六九号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十一節の二を加える改正規定中第六十三条の三から第六十三条の五までに係る部分、第一百六条第一項第一号の改正規定中第六十三条の四及び第六十三条の五に係る部分並びに第一百八条第一号の改正規定は、昭和三十九年三月一日から施行する。

(この省令の施行前にした行為に対する処分及び罰則の適用)

7 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行なう行政府の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

(改正前の省令第九十八条の規定の例による事項についての罰則の適用)

8 附則第五項の規定により改正前の省令第九十八条の規定の例によることとされる漁獲物又はその製品の陸揚げ又は転載に関する制限に係る行為でこの省令の施行後にしたものに対する罰則の適用については、な
 用については、省令第百八条の規定の例による。

附 則 (昭和三九年一〇月二一日農林省令第四六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四〇年一二月一五日農林省令第五六号) 抄

1 この省令は、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の効力発生の日から施行する。ただし、第三十九条第一項第三号及び第二項、第五十二条第四項、第五十三条、第五十四条並びに第八十三条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四〇年一二月一五日農林省令第五七号)

この省令は、昭和四十一年一月一日から施行する。

附 則 (昭和四一年二月一八日農林省令第二号) 抄

この省令は、昭和四十一年二月二十五日から施行する。

附 則 (昭和四一年三月三〇日農林省令第二三号)

この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四一年三月三〇日農林省令第二四号)

この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行なう行政府の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四一年三月三〇日農林省令第二五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四一年三月三〇日農林省令第二六号)

この省令は、昭和四十二年二月二十五日から施行する。

附 則 (昭和四一年三月三〇日農林省令第二七号)

この省令は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四一年一〇月一一日農林省令第五一号)

この省令は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四一年九月三〇日農林省令第四八号)

この省令は、昭和四十二年十月十五日から施行する。

附 則 (昭和四三年一月二五日農林省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第七条第三項を加える改正規定は、昭和四十三年五月二十四日から施行する。

附 則 (昭和四四年一月一四日農林省令第七〇号)

この省令は、昭和四十四年一月一日から施行する。

附 則 (昭和四四年六月一七日農林省令第三八号)

この省令は、日本国とオーストラリア連邦との間の漁業に関する協定の効力発生の日から施行する。

附 則 (昭和四五五年三月三一日農林省令第二号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、昭和四十五年四月二十日から施行する。

附 則 (昭和四五年一二月二六日農林省令第六六号)

この省令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和四六年二月二日農林省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。
この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和四七年三月三一日農林省令第二〇号）抄

この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。
この省令の施行の際現に指定漁業の許可又は起業の認可を受けている者についての当該指定漁業の許可及び起業の認可並びに当該指定漁業についての制限（遠洋かつお・まぐろ漁業者が当該許可に係る船舶に関する塗装に係るものを除く。）については、当該指定漁業の許可の有効期間の満了日までは、なお従前の例による。当該満了日以前に当該指定漁業の許可又は起業の認可（漁業法第五十八条の二の規定による許可又は起業の認可その他の他当該許可又は起業の認可に係る許可又は起業の認可を除く。）を受ける者についても、同様とする。
この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行なう行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則第三項の規定により従前の例によることとされる指定漁業についての制限に係る行為でこの省令の施行後についたものに対する漁業取締り上行なう行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和四七年八月八日農林省令第五二号）

この省令は、昭和四十七年八月十八日から施行する。

附 則（昭和四七年一〇月七日農林省令第五六号）

この省令は、公布の日から施行する。
この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和四八年二月一六日農林省令第九号）

この省令は、昭和四十八年三月一日から施行する。

附 則（昭和四九年一〇月三日農林省令第四三号）

この省令は、昭和四十九年十月十七日から施行する。

附 則（昭和五一年一月一七日農林省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年四月五日農林省令第一二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年一二月一八日農林省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年三月七日農林省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年一二月一八日農林省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年三月七日農林省令第五号）

この省令は、昭和五十七年八月一日から施行する。

附 則（昭和五七年四月二日農林水産省令第一六号）

この省令は、昭和五十七年八月一日から施行する。

2 近海かつお・まぐろ漁業者は、この省令による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第六十三条の三第一項の規定にかかるらず、昭和五十七年十月三十一日までは、当該許可に係る船舶の船橋の周囲を三十センチメートルの幅で帶状に朱色で塗装した船舶を使用することができる。

3 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の处分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五七年二月一六日農林水産省令第五四号）

この省令は、昭和五十八年一月一日から施行する。

附 則（昭和五八年六月一一日農林水産省令第一七号）

この省令は、漁業法及び水産資源保護法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第六十二号）の施行の日（昭和五十八年七月一日）から施行する。

附 則（昭和五九年三月一〇日農林水産省令第四号）

この省令は、昭和五十九年四月十五日から施行する。

附 則（昭和六〇年七月三〇日農林水産省令第三七号）

この省令は、昭和六十年八月一日から施行する。

附 則（昭和六一年四月二〇日農林水産省令第九号）

この省令は、昭和六十二年八月一日から施行する。

附 則（平成元年四月二六日農林水産省令第十九号）

この省令は、昭和六十二年八月一日から施行する。

附 則（平成二年二月二二日農林水産省令第二号）

この省令は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成三年七月一三日農林水産省令第三五号）抄

この省令は、平成三年十月十六日から施行する。

附 則（平成四年四月一七日農林水産省令第一九号）

この省令は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成四年四月一八日農林水産省令第四号）

この省令は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成五年四月一一日農林水産省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年四月一七日農林水産省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年四月一八日農林水産省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年四月一九日農林水産省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年四月一日農林水産省令第一五号）抄
 （施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。
 （罰則に関する経過措置）

3 この省令の施行前にした前項の規定による改正前の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成六年八月二六日農林水産省令第五四号）抄
 （施行期日）

第一条 この省令は、平成七年三月三十一日から施行する。

附 則（平成六年九月三〇日農林水産省令第七〇号）

この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附 則（平成九年四月二一日農林水産省令第三一号）

この省令は、平成九年八月一日から施行する。

この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の处分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成九年七月一五日農林水産省令第五二号）

この省令は、平成九年七月二十九日から施行する。

附 則（平成一〇年七月一五日農林水産省令第六〇号）

この省令は、平成十年八月一日から施行する。

附 則（平成一〇年七月一六日農林水産省令第六一号）

この省令は、平成十一年一月一日から施行する。

附 則（平成一一〇年七月一五日農林水産省令第六〇号）

（施行期日）
 この省令は、漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定の効力発生の日から施行する。

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 （経過措置）

2 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の处分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一二年一月二七日農林水産省令第九五号）

（施行期日）
 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一二年一月二七日農林水産省令第一二四号）

（施行期日）
 この省令は、平成十三年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成一二年一月二七日農林水産省令第一二四号）

（施行期日）
 この省令は、平成十三年八月一日から施行する。

附 則（平成一二年一月二七日農林水産省令第一二四号）

（施行期日）
 この省令は、漁業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年十二月一日）から施行する。ただし、別表第二大中型まき網漁業の項第一号カ及びタの改正規定は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則（平成一二年一月二七日農林水産省令第一二四号）

（施行期日）
 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。
 （漁船の設備基準に関する経過措置）

第二条 漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令の一部を改正する政令（平成十四年政令第一号。以下「改正令」という。）附則第二条の規定により近海かつお・まぐろ漁業、日本海べにずわいがに漁業及びいか釣り漁業の許可を受けたものとみなされる者の使用する船舶並びに北太平洋さんま漁業に從事する船舶であつて、この省令の施行の際現に第一条の規定による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（以下「新指定漁業省令」という。）第六条の漁船の設備基準に適合していないものは、この省令の施行の日以後船舶のトン数の測度に関する法律施行規則（昭和五十六年運輸省令第四十七号）附則第四項に規定する修繕が行われるまでの間は、同条の漁船の設備基準に適合するものとみなす。

(罰則に関する経過措置)
第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十四年八月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)
附 則 (平成一五年四月一七日農林水産省令第六六号)

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十六年一月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)
附 則 (平成一五年一一月二〇日農林水産省令第一一二四号)

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十六年三月三十一日から施行する。ただし、別表第一遠洋かつお・まぐろ漁業の項の改正規定は、平成十五年八月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)
附 則 (平成一六年七月一六日農林水産省令第六〇号)

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)
第二条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成一六年一〇月一二日農林水産省令第七七号)

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十六年三月一日農林水産省令第一五号)

(施行期日)
第二条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成一六年一一月一一日農林水産省令第八四号)

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)
第二条 この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成一六年一一月一一日農林水産省令第九〇号)

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)
第二条 この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成一七年一二月一一日農林水産省令第一六号)

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)
第二条 この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成一七年三月一日農林水産省令第一六号)

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)
第二条 この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成一七年三月一日農林水産省令第一六号)

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)
第二条 この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成一七年三月一日農林水産省令第一六号)

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)
第二条 この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成一七年三月二十八日)

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)
第二条 この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成一七年三月三十一日)

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)
附 則 (平成一七年四月二八日農林水産省令第六八号)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2 別表第二中型まき網漁業の項第一号ソ及びツの改正規定 平成十七年五月一日

3 別表第二沖合底びき網漁業の項第一号ロ（112）並びに大中型まき網漁業の項第二号イ及び第三号イの改正規定 平成十七年六月六日

4 別表第三号イの改正規定（同表を別表第四とする部分を除く。）は、公布の日から施行する。

5 別表第三号イの改正規定（同表を別表第四とする部分を除く。）並びに大中型まき網漁業の項第一号ムの改正規定 平成十七年七月一日

6 别表第三の改正規定（同表を別表第四とする部分を除く。）並びに大中型まき網漁業の項第一号ムの改正規定 平成十七年七月一日

7 别表第三の改正規定（同表を別表第四とする部分を除く。）並びに大中型まき網漁業の項第一号ムの改正規定 平成十七年七月一日

8 别表第三の改正規定（同表を別表第四とする部分を除く。）並びに大中型まき網漁業の項第一号ムの改正規定 平成十七年七月一日

9 别表第三の改正規定（同表を別表第四とする部分を除く。）並びに大中型まき網漁業の項第一号ムの改正規定 平成十七年七月一日

10 别表第三の改正規定（同表を別表第四とする部分を除く。）並びに大中型まき網漁業の項第一号ムの改正規定 平成十七年七月一日

11 别表第三の改正規定（同表を別表第四とする部分を除く。）並びに大中型まき網漁業の項第一号ムの改正規定 平成十七年七月一日

12 别表第三の改正規定（同表を別表第四とする部分を除く。）並びに大中型まき網漁業の項第一号ムの改正規定 平成十七年七月一日

13 别表第三の改正規定（同表を別表第四とする部分を除く。）並びに大中型まき網漁業の項第一号ムの改正規定 平成十七年七月一日

14 别表第三の改正規定（同表を別表第四とする部分を除く。）並びに大中型まき網漁業の項第一号ムの改正規定 平成十七年七月一日

15 别表第三の改正規定（同表を別表第四とする部分を除く。）並びに大中型まき網漁業の項第一号ムの改正規定 平成十七年七月一日

16 别表第三の改正規定（同表を別表第四とする部分を除く。）並びに大中型まき網漁業の項第一号ムの改正規定 平成十七年七月一日

17 别表第三の改正規定（同表を別表第四とする部分を除く。）並びに大中型まき網漁業の項第一号ムの改正規定 平成十七年七月一日

18 别表第三の改正規定（同表を別表第四とする部分を除く。）並びに大中型まき網漁業の項第一号ムの改正規定 平成十七年七月一日

19 别表第三の改正規定（同表を別表第四とする部分を除く。）並びに大中型まき網漁業の項第一号ムの改正規定 平成十七年七月一日

20 别表第三の改正規定（同表を別表第四とする部分を除く。）並びに大中型まき網漁業の項第一号ムの改正規定 平成十七年七月一日

21 别表第三の改正規定（同表を別表第四とする部分を除く。）並びに大中型まき網漁業の項第一号ムの改正規定 平成十七年七月一日

22 别表第三の改正規定（同表を別表第四とする部分を除く。）並びに大中型まき網漁業の項第一号ムの改正規定 平成十七年七月一日

23 别表第三の改正規定（同表を別表第四とする部分を除く。）並びに大中型まき網漁業の項第一号ムの改正規定 平成十七年七月一日

24 别表第三の改正規定（同表を別表第四とする部分を除く。）並びに大中型まき網漁業の項第一号ムの改正規定 平成十七年七月一日

25 别表第三の改正規定（同表を別表第四とする部分を除く。）並びに大中型まき網漁業の項第一号ムの改正規定 平成十七年七月一日

26 别表第三の改正規定（同表を別表第四とする部分を除く。）並びに大中型まき網漁業の項第一号ムの改正規定 平成十七年七月一日

27 别表第三の改正規定（同表を別表第四とする部分を除く。）並びに大中型まき網漁業の項第一号ムの改正規定 平成十七年七月一日

28 别表第三の改正規定（同表を別表第四とする部分を除く。）並びに大中型まき網漁業の項第一号ムの改正規定 平成十七年七月一日

29 别表第三の改正規定（同表を別表第四とする部分を除く。）並びに大中型まき網漁業の項第一号ムの改正規定 平成十七年七月一日

30 别表第三の改正規定（同表を別表第四とする部分を除く。）並びに大中型まき網漁業の項第一号ムの改正規定 平成十七年七月一日

31 别表第三の改正規定（同表を別表第四とする部分を除く。）並びに大中型まき網漁業の項第一号ムの改正規定 平成十七年七月一日

32 别表第三の改正規定（同表を別表第四とする部分を除く。）並びに大中型まき網漁業の項第一号ムの改正規定 平成十七年七月一日

33 别表第三の改正規定（同表を別表第四とする部分を除く。）並びに大中型まき網漁業の項第一号ムの改正規定 平成十七年七月一日

34 别表第三の改正規定（同表を別表第四とする部分を除く。）並びに大中型まき網漁業の項第一号ムの改正規定 平成十七年七月一日

35 别表第三の改正規定（同表を別表第四とする部分を除く。）並びに大中型まき網漁業の項第一号ムの改正規定 平成十七年七月一日

36 别表第三の改正規定（同表を別表第四とする部分を除く。）並びに大中型まき網漁業の項第一号ムの改正規定 平成十七年七月一日

附 則

（平成一七年七月一日農林水産省令第八七号）

この省令は、公布の日から施行する。

（みなみまぐろの割当ての申請に関する経過措置）

第二条 この省令による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十七条第一項の割当てを受けようとする遠洋かつお・まぐろ漁業者に係る同条第三項の規定の適用については、平成十八年に限り、同項中「毎年三月一日」とあるのは、「平成十八年四月十五日」とする。

(行政庁の処分及び罰則の適用に関する経過措置)
第三条 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年七月六日農林水産省令第六四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年二月一四日農林水産省令第九一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年七月二五日農林水産省令第六四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年八月一日から施行する。

(陸揚げ又は転載の許可の申請に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前に行われた改正前の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十九条第一項及び第六十条第一項の許可の申請とみなす。

(行政庁の処分及び罰則の適用に関する経過措置)

第三条 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年一一月三〇日農林水産省令第八七号)

この省令中別表第二沖合底びき網漁業の項第一号口(160)から(163)までの改正規定は平成二十年一月一日から、同表大中型まき網漁業の項第一号ネの改正規定は平成十九年十二月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年七月一五日農林水産省令第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前にした行為及び附則第十二条に規定する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十二条 この省令の施行前にした行為及びこの省令の附則によりなお従前の例によることとされた事項に係るこの省令の施行後にした行為並びに前条の規定によりなお処分が効力を有することとされる場合におけるこの省令の施行後にした当該処分に違反する行為に対する漁業取締り上行う農林水産大臣の処分については、附則第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年七月一五日農林水産省令第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年八月一日から施行する。

(行政庁の処分及び罰則の適用に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

(遠洋かつお・まぐろ漁業者に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に大西洋の海域(地中海の海域を含む。)においてくろまぐろを採捕する漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令(昭和三十八年政令第六号)第一項第八号の遠洋かつお・まぐろ漁業を営んでいる者が引き続き行う当該漁業については、平成二十一年七月三十一日までは、第一条の規定による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第九十一条の三及び第九十五条の四の規定は、適用しない。

附 則 (平成二一年七月二二日農林水産省令第四八号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年八月一日から施行する。

(行政庁の処分及び罰則の適用に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二二年三月二三日農林水産省令第一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年七月二八日農林水産省令第四四号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年八月一日から施行する。

(行政庁の処分及び罰則の適用に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二二年一二月二七日農林水産省令第六四号)

この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則（平成二十三年七月一日農林水産省令第四五号）

この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。

附 則（平成二三年一二月五日農林水産省令第六四号）

この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

附 則（平成二四年三月二六日農林水産省令第一七号）抄

（陸揚港の変更の許可の申請に関する経過措置）

第一条 この省令は、平成二十四年八月一日から施行する。（陸揚港の変更の許可の申請に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に改正前の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第十八条第三項（同令第四十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりされている陸揚港の変更の許可の申請は、改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第十八条第二項（同令第四十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりされた変更の届出とみなす。（行政庁の処分及び罰則の適用に関する経過措置）

第三条 この省令の施行前にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二四年六月五日農林水産省令第三五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年六月七日から施行する。ただし、第一条中指定漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第一遠洋かつお・まぐろ漁業の項第一号の次に一号を加える改正規定及び同表近海かつお・まぐろ漁業の項の改正規定並びに第二条の規定は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則（平成二五年三月二九日農林水産省令第二二号）

この省令は、平成二十五年三月三十一日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現に大中型まき網漁業につき漁業法第五十二条第一項の許可を受けた者については、この省令による改正後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十一条第一項の規定は、当該航海の終了の時から適用し、当該航海の終了前は、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの省令の施行後にした行為に対する漁業取締り上行う行政庁の処分についての規定の適用及び罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三一日農林水産省令第五五号）

第一条 この省令は、平成二十五年八月一日から施行する。

附 則（平成二五年九月一三日農林水産省令第六三号）

この省令は、平成二十五年九月十四日から施行する。

附 則（平成二六年六月二七日農林水産省令第四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項及び近海かつお・まぐろ漁業の項の改正規定は、平成二十六年七月一日から施行する。

附 則（平成二六年八月一三日農林水産省令第四五号）

この省令は、平成二十六年九月一日から施行する。

附 則（平成二六年六月二七日農林水産省令第五三号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成二十六年十一月一日から施行する。

附 則（平成二六年一〇月八日農林水産省令第五五号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十六年十月八日から施行する。

附 則（平成二六年一一月一八日農林水産省令第七一号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十七年三月三日から施行する。ただし、第一条中指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第十三条及び第十四条の改正規定並びに第二条中特定大臣許可漁業等の取締りに

2 （船舶の推進機関の出力に関する経過措置）

この省令の施行の際現に漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）第一条の規定による改正前の漁業法第五十二条第一項に基づく沖合底びき網漁業の許可を受けている船舶であつて、その推進機関の出力が漁業法等の一部を改正する等の法律第一条の規定による改正後の漁業法第四十一条第五号の農林水産大臣の定める基準において定められている最高限度を超えているものについては、当分の間、当該出力を当該船舶に係る同号の最高限度とみなす。ただし、当該船舶の推進機関を新たな推進機関と交換する場合は、この限りでない。

3 (罰則の適用に関する経過措置)
 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年九月九日農林水産省令第六九号)

この省令は、平成二十七年九月十日から施行する。

附 則 (平成二八年五月一九日農林水産省令第三八号)

この省令は、平成二十八年六月四日から施行する。ただし、別表第一遠洋かつお・まぐろ漁業の項第八号の次に一号を加える改正規定は、同年八月一日から施行する。

附 則 (平成二八年一二月一二日農林水産省令第七八号)

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

附 則 (平成二九年六月一二日農林水産省令第三四号)

この省令は、平成二十九年六月一日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二九年六月一二日農林水産省令第三三号)

この省令は、公布の日から施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二九年六月一一日農林水産省令第三四号)

この省令は、平成二十九年六月一日から施行する。ただし、別表第二沖合底びき網漁業の項第一号口（150）の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年九月一二日農林水産省令第五三号)

この省令は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の施行の日（平成二十九年十一月一日）から施行する。

附 則 (平成二九年一二月二日農林水産省令第六六号)

この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二九日農林水産省令第四一号)

1 この省令は、平成三十年七月一日から施行する。ただし、別表第四中西部太平洋条約海域、東部太平洋条約海域、インド洋協定海域又は大西洋条約海域の項の改正規定は、平成三十一年一月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月一二日農林水産省令第一三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年三月一九日農林水産省令第一六号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成三十一年七月一日から施行する。ただし、附則第二条及び第三条の規定は、公布の日から施行する。
 (経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第八十三条第一項の許可を受けている者は、この省令の施行の日から三月を経過する日までの間に、この省令による改正

後の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（以下「新省令」という。）第八十三条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び同条第三項各号に定める書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項に規定する者が同項に規定する期間内に同項に規定する書面及び書類を提出しなかった場合は、当該許可はその効力を失う。

(準備行為)
第三条 この省令の施行の日以後に當もうとする鯨をとる漁業に係る漁業法第五十二条第一項の許可に関し必要な手続その他の行為は、この省令の施行前においても、新省令の規定の例により行うことができる。

(罰則の適用に関する経過措置)
第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年一〇月九日農林水産省令第三八号)

この省令は、令和元年十月二十九日から施行する。

附 則 (令和二年七月八日農林水産省令第四八号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号。以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

(漁獲量の制限等に関する経過措置)

第二条 この省令による改正前の第三十四条、第四十二条、第四十六条、第五十七条、第七十一条、第九十一条の三及び第九十五条の四の規定は、これらの規定に係る水産動植物が改正法第一条の規定による改正後の漁業法第十二条第二項第三号に規定する特定水産資源として漁獲可能量による管理が行われる日の前日までの間は、なお効力を有する。この場合においては、大西洋くろまぐろ及びみなみまぐろが同号に規定する特定水産資源として漁獲可能量による管理が行われる日の前日までの間は、この省令による改正後の第九十六条の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の日前にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの省令の施行の日以降にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年一〇月一〇日農林水産省令第七三号) 抄

(施行期日) 1 この省令は、令和二年十一月一日から施行する。

附 則 (令和二年一月二十五日農林水産省令第七八号)

2 1 この省令は、公布の日から施行する。指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令(令和元年農林水産省令第十七号)は、廃止する。

附 則 (令和二年一月四日農林水産省令第八一号)

2 2 この省令は、令和二年一月一日から施行する。

附 則 (令和二年一月二二日農林水産省令第八三号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和三年一月七日農林水産省令第二二号)

2 この省令は、令和三年二月一日から施行する。

附 則 (令和三年二月一九日農林水産省令第六号)

2 この省令は、中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定の効力発生の日から施行する。

附 則 (令和三年四月二三日農林水産省令第三二号)

2 この省令は、令和三年五月一日から施行する。

附 則 (令和三年六月三日農林水産省令第三五号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(操業制限又は禁止に関する経過措置)

第二条 この省令による改正前の別表第四のかつお・まぐろ漁業の項第八号、第十号及び第二十四号から第三十一号までの規定は、これらの規定に係る水産動植物が漁業法第十二条第一項第三号に規定する特定水産資源として漁獲可能量による管理が行われる日の前日までの間は、なお効力を有する。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の日前にした行為及び前条の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの省令の施行の日以降にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和四年四月一日農林水産省令第三六号)

2 この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和四年七月一日農林水産省令第四三号)

2 この省令は、令和四年八月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月二二日農林水産省令第一六号)

(施行期日) 1 この省令の施行前に行われた転載に係る申告書の提出期限については、なお従前の例による。

(経過措置)

2 この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則 (令和五年七月五日農林水産省令第三八号)

2 この省令は、令和五年八月一日から施行する。

附 則 (令和五年一二月二八日農林水産省令第六六号)

(施行期日) 1 この省令は、令和六年一月一日から施行する。

(経過措置)

大臣許可漁業の名称	2 操業日誌の備付け及び記録については、この省令による改正後の漁業の許可及び取締り等に関する省令（以下「新省令」という。）第二十六条第五項の規定は、同項に規定する操業日誌の備付け及び記録を施行日以後最初に行うべき日として次の表のとおり大臣許可漁業及び海域ごとに定める日から適用し、同日前における操業日誌の備付け及び記録については、なお従前の例による。	
	農林水産大臣が定める日	令和六年一月一日
大中型まき網漁業	我が国が排他的經濟水域、領海及び内水並びに我が国が排他的經濟水域によって囲まれた海域から成る海域（東京都小笠原村南島に係る排他的經濟水域及び領海を除く。）以外の海域	令和六年一月一日
かつお・まぐろ漁業（総トン数八十トン以上の動力船により、浮きはえなわ又は釣りを行うものに限る。）	オーストラリアの南海岸線と東経百四十一度の線との交点から南緯五十五度東経百四十度の点に至る直線、南緯五十五度東経百四十度の点に至る直線、南緯五十度東経百五十度の点に至る直線、南緯六十度西経百五十度の点に至る直線、南緯六十度東経百五十度の点に至る直線、南緯六十度西経百三十度の点に至る直線、南緯六十度西経百三十度の点に至る直線、南緯四度西経百五十度の点に至る直線、南緯四度以北の西経百五十度の線から成る線以西の太平洋の海域	令和六年一月一日
かつお・まぐろ漁業（総トン数八十トン未満の動力船により、浮きはえなわ又は釣りを行うものに限る。）	北緯五十度の線、東経百度の線及び次に掲げる一から九までの各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域（日本国とオーストラリア連邦との間の漁業に関する協定第二条1に規定する海域を除く。）	令和八年一月一日
大臣許可漁業の名称	一 北緯五十度西経百五十度の点 二 南緯四度西経百五十度の点 三 南緯四度西経百三十度の点 四 南緯二十五度西経百三十度の点 五 南緯二十五度東経百五十五度の点 六 南緯十一度三十分東経百二十九度の点 七 南緯十一度三十分東経百十三度二十八分の点 八 南緯十度東經百十三度二十八分の点 九 南緯十度東經百度の点	令和八年一月一日
大中型まき網漁業	我が国が排他的經濟水域、領海及び内水並びに我が国が排他的經濟水域によって囲まれた海域から成る海域（東京都小笠原村南島に係る排他的經濟水域及び領海を除く。）以外の海域	令和六年一月一日
かつお・まぐろ漁業（総トン数八十トン以上の動力船により、浮きはえなわ又は釣りを行うものに限る。）	オーストラリアの南海岸線と東経百四十一度の線との交点から南緯五十五度東経百四十度の点に至る直線、南緯五十五度東経百四十度の点に至る直線、南緯五十度東経百五十度の点に至る直線、南緯六十度西経百三十度の点に至る直線、南緯六十度西経百三十度の点に至る直線、南緯四度西経百五十度の点に至る直線、南緯四度以北の西経百五十度の線から成る線以西の太平洋の海域	令和六年一月一日
かつお・まぐろ漁業（総トン数八十トン未満の動力船により、浮きはえなわ又は釣りを行うものに限る。）	北緯五十度の線、東経百度の線及び次に掲げる一から九までの各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域（日本国とオーストラリア連邦との間の漁業に関する協定第二条1に規定する海域を除く。）	令和八年一月一日
大臣許可漁業の名称	一 北緯五十度西経百五十度の点 二 南緯四度西経百三十度の点 三 南緯四度西経百三十度の点 四 南緯二十五度西経百三十度の点 五 南緯二十五度東経百五十五度の点 六 南緯十一度三十分東経百二十九度の点 七 南緯十一度三十分東経百十三度二十八分の点 八 南緯十度東經百十三度二十八分の点 九 南緯十度東經百度の点	令和八年一月一日

4 大臣許可漁業ごとに農林水産大臣が別に定めて告示する海域において操業する場合には、新省令第二十六条の規定にかかわらず、当分の間、この省令による改正前の漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十六条の規定を適用する。

附 則（令和六年四月二十五日農林水産省令第一八号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（令和六年六月一日農林水産省令第三五号）
この省令は、令和六年七月一日から施行する。

別記

様式第1号 (第3条、第4条関係) (令2農水令43・全改、令2農水令83・一部改正)

○○○○○の許可（起業の認可）申請書

年　月　日

農林水産大臣 殿

住 所

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

下記により○○○○○の許可（起業の認可）を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 使用する船舶

- (1) 渔船登録番号
- (2) 船 名
- (3) 船舶総トン数
- (4) 冷凍設備の有無及びその能力
- (5) 通信機器等の有無及びその種類

2 操業区域

3 渔業時期

4 渔業根拠地

5 渔獲物等陸揚港

備考

- 1 ○○○○○は、大臣許可漁業の種類を記載すること。
- 2 冷凍設備の能力は、冷凍トンを記載すること。
- 3 通信機器等の有無及びその種類は、通信機器及びG P S受信機その他の自船の位置を測定できる装置について記載すること。
- 4 渔業根拠地とは、当該船舶により行う当該大臣許可漁業の操業を管理する事務所の所在地をいい、2以上ある場合には主たるものに「(主)」を冠すること。
- 5 渔獲物等陸揚港とは、漁獲物又はその製品の陸揚港をいう。
- 6 次の表の左欄に掲げる大臣許可漁業にあっては、同表の右欄に掲げる事項についても記載すること。

大臣許可漁業の種類	記載事項
沖合底びき網漁業	1 漁業の方法（1 そうびき又は 2 そうびきの別） 2 階層名 3 推進機関の種類及び馬力数
以西底びき網漁業	1 漁業の方法（1 そうびき又は 2 そうびきの別） 2 推進機関の種類及び馬力数
遠洋底びき網漁業	同 上
大西洋等はえ縄等漁業	使用漁具の種類及び規模
太平洋底刺し網等漁業	同 上
大中型まき網漁業	1 漁業の方法（1 そうまき又は 2 そうまきの別） 2 階層名 3 魚そうの容積
基地式捕鯨業	1 使用しようとする鯨体処理場の所在地及び名称（2 以上ある場合には、主たるものに「(主)」を冠すること。） 2 もりづつの口径
母船式捕鯨業	申請に係る船舶と同一の船団に属する母船又は独航船の名称及び総トン数
かじき等流し網漁業	船舶に搭載する漁具の規模
東シナ海等かじき等流し網漁業	同 上
かつお・まぐろ漁業	1 漁業の方法（釣り漁業又は浮きはえ縄漁業の別） 2 階層名
北太平洋さんま漁業	集魚灯の種類及び消費電力の総和
ずわいがに漁業	使用漁具の種類及び数量
日本海べにずわいがに漁業	同 上

備考

推進機関の馬力数は、漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第1条第7項に規定するものを記載すること。

様式第2号(第4条関係)(令2農水令48・全改)

○○○○○船舶件名書(計画又は現在)

- 1 船名
- 2 船質
- 3 船舶番号
- 4 船体の長さ、幅及び深さ
- 5 船舶総トン数
- 6 推進機関の種類及び馬力数
- 7 最大速力
- 8 魚そうの容積
- 9 冷凍設備の有無及びその能力
- 10 通信機器等の有無及びその種類
- 11 造船所の所在地及び名称
- 12 機関製作所の所在地及び名称
- 13 起工、進水及びしゅん工の予定年月日(現在のものは、進水年月日)
- 14 所有者の住所及び氏名又は名称
- 15 建造(購入)価格
- 16 資金調達方法(自己資金及び借入金に区分し、借入金は借入先別に記載すること。)

備考

- 1 ○○○○○は、大臣許可漁業の種類を記載すること。
- 2 冷凍設備の能力は、冷凍トンを記載すること。
- 3 通信機器等の有無及びその種類は、通信機器及びG P S受信機その他の自船の位置を測定できる装置について記載すること。

様式第3号(第16条関係)(令2農水令48・全改、令2農水令83・一部改正)

- (1) 沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業、基地式捕鯨業、母船式捕鯨業及びかつお・まぐろ漁業以外の大臣許可漁業の場合

許可番号		○○○○○許可証		
住所				
氏名又は名称				
船舶	船名		総トン数	
	漁船登録番号		使用権の種類及び期限	年月日まで
操業区域				
漁業時期				
漁具の種類その他の漁業の方法				
漁業根拠地				
漁獲物等陸揚港				
許可の有効期間	年月日から		年月日まで	
条件				
年月日				
農林水産大臣				

(2) 沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業及びかつお・まぐろ漁業の場合

許可番号		○○○○○許可証		
住所				
氏名又は名称				
船舶	船名		総トン数	(階層:)
	漁船登録番号		使用権の種類及び期限	年月日まで
操業区域				
漁業時期				
漁具の種類その他の漁業の方法				
漁業根拠地				
漁獲物等陸揚港				
許可の有効期間	年月日から		年月日まで	
条件				
年月日				
農林水産大臣				

(3) 基地式捕鯨業の場合

許可番号		基地式捕鯨業許可証		
住所				
氏名又は名称				
船舶	船名		総トン数	
	漁船登録番号		使用権の種類及び期限	年月日まで
操業区域				
漁業時期				
使用する鯨体処理場	名称		所在地	
漁具の種類その他の漁業の方法				
許可の有効期間	年月日から		年月日まで	
条件				
年月日				
農林水産大臣				

(4) 母船式捕鯨業に係る母船の場合

許可番号		母船式捕鯨業許可証（母船）				
住所						
氏名又は名称						
船舶	船名		総トン数			
	漁船登録番号		使用権の種類及び期限	年月日まで		
操業区域						
漁業時期						
同一の船団に属する独航船の船名及び総トン数	船名	総トン数	船名	総トン数	船名	総トン数
漁業根拠地						
漁獲物等陸揚港						
許可の有効期間	年月日から		年月日まで			
条件						
年月日						
農林水産大臣						

(5) 母船式捕鯨業に係る独航船の場合

許可番号		母船式捕鯨業許可証（独航船）		
住所				
氏名又は名称				
船舶	船名		総トン数	
	漁船登録番号		使用権の種類及び期限	年月日まで
操業区域				
漁業時期				
漁具の種類その他の漁業の方法				
同一の船団に属する母船の船名及び総トン数				
許可の有効期間	年月日から年月日まで			
条件				
年月日				
農林水産大臣				

様式第4号(第40条関係)(令2農水令48・全改、令2農水令83・一部改正)

大中型まき網漁業に係る運搬船届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

下記により大中型まき網漁業に運搬船を使用しますので、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 大中型まき網漁業許可船舶

- (1) 漁船登録番号
- (2) 許可番号
- (3) 船名

2 使用する運搬船 合計 隻

	運搬船			
(1) 漁船登録番号				
(2) 船名				
(3) 船舶総トン数				
(4) 機関の種類及び馬力数				
(5) 魚そう容積				

様式第5号(第41条関係)(令2農水令48・全改、令2農水令83・一部改正)

大中型まき網漁業に係る火船等届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所

氏 名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

下記により大中型まき網漁業に火船又は魚探船を使用しますので、関係書類を添えて届け出ます。

記

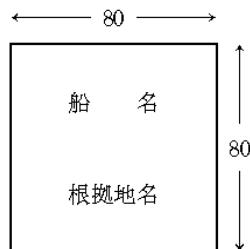
1 大中型まき網漁業許可船舶

- (1) 漁船登録番号
- (2) 許可番号
- (3) 船 名

2 使用する火船又は魚探船 合計 隻

	火 船		魚 探 船	
(1) 漁 船 登 錄 番 号				
(2) 船 名				
(3) 船 舶 総 ト ン 数				
(4) 機関の種類及び馬力数				
(5) 発 電 機 の 容 量				
(6) 集魚灯の消費電力の総和				

様式第6号 (第52条、第55条関係) (令2農水令48・全改)



備考

- 1 標識は、黄色の布地である。
- 2 寸法の単位は、センチメートルとする。

様式第7号(第97条関係)（令2農水令48・全改、令2農水令83・一部改正）
かつお・まぐろ漁業(総トン数120トン以上の動力漁船により、
浮きはえ縄を使用するものに限る。)に係る運搬船届出書

年　月　日

農林水産大臣殿

住 所

氏 名 (法人にあっては、名)
称及び代表者の氏名)

下記により、漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第8の上欄に掲げる港内又は海域においてかつお・まぐろ漁業(総トン数120トン以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用するものに限る。)の漁獲物又はその製品の転載を当該漁獲物を採捕し、又は当該製品を製造した船舶から受けたいので、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 運搬船名 (Carrier Vessel Name)
- 2 漁船登録番号 (National Registry Number)
- 3 信号符字 (International Radio Call Sign)
- 4 IMO番号 (IMO Number)
- 5 建造年 (Year Built)
- 6 建造所 (Name of Builder)
- 7 船籍港 (Home Port)
- 8 船体材質 (Material)
- 9 前運搬船名 (Vessel Name Previous)
- 10 前船籍 (Flag Previous)
- 11 船の長さ (Length Overall) (m)
- 12 船舶総トン数 (Gross Registered Tonnage) (T)
- 13 機関の種類及び馬力数 (Type of Engines and Propeller Power) (kW)
- 14 魚そう容積 (Fish Hold Capacity) (m³)
- 15 使用者名 (Operator Name)
- 16 使用者住所 (Operator Address)
- 17 所有者名 (Owner Name)
- 18 所有者住所 (Owner Address)
- 19 運航期間 (Operation Period)
- 20 運航海域等 (Operation Area)
- 21 衛星船位測定送信機の情報 (VMS Information)

備考

運航期間は、1年以内とすること。

様式第7号の2 (第97条の2関係)

北太平洋条約海域における遠洋底びき網漁業等の運搬船届出書

年 月 日

農林水産大臣殿

住 所

氏 名 (法人にあっては、名)
(称及び代表者の氏名)

下記により、北太平洋条約海域において、遠洋底びき網漁業、太平洋底刺し網等漁業、大中型まき網漁業（中西部太平洋条約第3条3の規定により同条約を適用することとされている魚種であって漁業の許可及び取締り等に関する省令第95条第1項の規定に基づき、農林水産大臣が別に定めて告示するもののみ転載を受ける場合を除く。）、北太平洋さんま漁業又はいか釣り漁業の漁獲物又はその製品の転載を、当該漁獲物を採捕し、又は当該製品を製造した船舶から受けたいので、関係書類を添えて届け出ます。

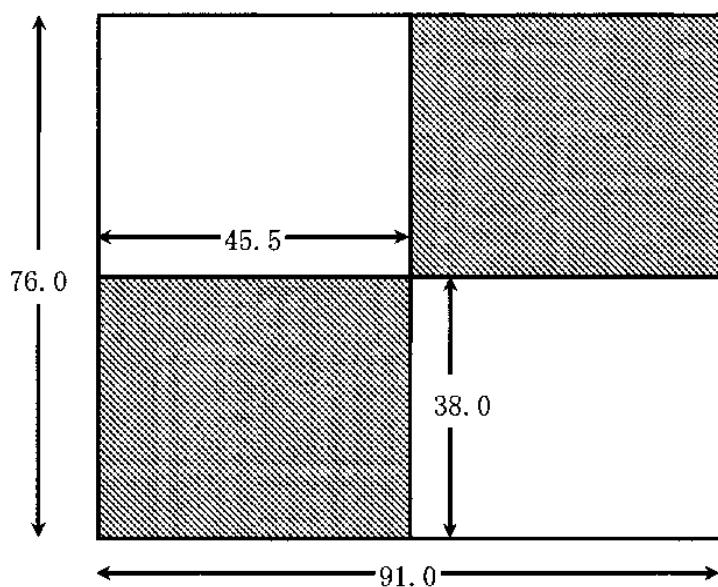
記

- 1 運搬船名 (Carrier Vessel Name)
- 2 漁船登録番号 (National Registry Number)
- 3 信号符字 (International Radio Call Sign)
- 4 I M O番号 (IMO Number)
- 5 海上移動業務識別コード (Maritime Mobile Service Identity (MMSI))
- 6 建造年 (Year Built)
- 7 建造所 (Name of Builder)
- 8 船籍港 (Home Port)
- 9 船体材質 (Material)
- 10 前運搬船名 (Vessel Name Previous)
- 11 前船籍 (Flag Previous)
- 12 船の長さ (Length Overall) (m)
- 13 船舶の幅 (Moulded Breadth) (m)
- 14 船舶の深さ (Moulded Depth) (m)
- 15 船舶総トン数 (Gross Registered Tonnage) (T)
- 16 機関の種類及び馬力数 (Type of Engines and Propeller Power) (KW)
- 17 魚そう容積 (Fish Hold Capacity) (m³)
- 18 使用者名 (Operator Name)
- 19 使用者住所 (Operator Address)
- 20 所有者名 (Owner Name)
- 21 所有者住所 (Owner Address)
- 22 運航期間 (Operation Period)
- 23 衛星船位測定送信機の情報 (VMS Information)

備考

運航期間は、1年以内とすること。

様式第8号(第103条関係)(令2農水省令・全改)



備考

- 1 斜線の部分は、黒であり、その他の部分は、黄である。
- 2 この旗は、国際海事機関の採択した国際信号書に記載の「L」旗（あなたは、すぐ停船されたい。）である。
- 3 数字は、センチメートルを示す。

別表第一（第二条、第八十七条、第一百一条関係）

大臣許可漁業 海域	期間
沖合底びき網	北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点から北緯二十五度十七秒東経百五十二度五十九分四十六秒の点に至る直線以北、次に掲げる線から成る線
漁業	イ 以東、東経百五十二度五十九分四十六秒の線以西の太平洋の海域 ロ 北緯三十三度九分二十七秒東経百二十七度五十九分五十二秒の点から北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点に至る直線 ハ 北緯三十三度九分一十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点から北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点に至る直線
以西底びき網	北緯十度二十秒の線以北、次に掲げる線から成る線以西の太平洋の海域
漁業	イ 前項中欄イからハまでの線 ロ 北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点から北緯二十五度十五秒東経百二十度五十九分五十五秒の点に至る直線 ハ 北緯二十五度十五秒以南の東経百二十度五十九分五十五秒の線
遠洋底びき網	北緯十度二十秒の線以北、次に掲げる線から成る線以西の太平洋の海域以外の海域
漁業	イ 北緯二十五度十七秒以北の東経百五十二度五十九分四十六秒の線 ロ 北緯二十五度十七秒東経百五十二度五十九分四十六秒の点から北緯二十五度十五秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点に至る直線 ハ 前項中欄ロ及びハの線
東シナ海はえ	一 漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定第九条2に定める海域 二 漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定第七条1に定める海域 三 北緯三十度四十分十三秒の線以北、東経百二十四度四十四分五十四秒の線以東、東経百二十七度二十九分五十三秒の線以西の東シナ海の海域（第一号に掲げる海域を除く。）
大西洋等はえ	大西洋又はインド洋の海域
縄等漁業	一 太平洋の公海（排他的經濟水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第一項に規定する排他的經濟水域及び外國の排他的經濟水域を除く。） 二 オホーツク海 日本海及び東シナ海 三 東京都と千葉県との最大高潮時海岸線における境界点から最大高潮時海岸線と同県南房総市野島崎灯台正南の線との交点 四 千葉県南房総市野島崎灯台正南三十海里の点 ハ 北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点 ニ 赤道と東経百四十六度五十九分四十九秒の線との交点
かじき等流し	一 領海及び排他的經濟水域から成る海域のうち、次の各号に掲げる海域以外の海域 イ 最大高潮時海岸線と千葉県南房総市野島崎灯台正南の線との交点 ロ 千葉県南房総市野島崎灯台正南三十海里的点 ハ 北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点 ニ 赤道と東経百四十六度五十九分四十九秒の線との交点 三 領海及び排他的經濟水域のうち、それぞれ東京都小笠原村南鳥島を囲む部分 四 東経百四十四度五十九分四十六秒の線、北緯四十一度十秒の線、東経百四十二度五十九分四十七秒の線、北緯三十八度一秒の線、東経百四十一度五十九分四十七秒の線、次のイの点からハの点までを順次に直線で結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（第一号に掲げる海域を除く。） イ 青森県西津軽郡深浦町櫻作崎突端 ロ 北海道松前郡松前町白神岬突端 ハ 北海道松前郡松前町白神岬突端 ニ 最大高潮時海岸線と千葉県南房総市野島崎灯台正南の線との交点 千葉県南房総市野島崎灯台正南三十海里的点 ハ 北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点 ホ 東経百二十七度五十九分五十二秒の線以西の日本海及び東シナ海の海域
東シナ海等かじき等流し網	

北太平洋さん ま漁業 ざわいがに漁業	北緯三十四度五十四分六秒の線以北、東経百三十九度五十三分十八秒の線以東の太平洋の海域（オホーツク海及び日本海の海域を除く。）	十一月六日 から翌年三月二十日まで
二 甲線以東の日本海の海域のうち、北緯四十一度二十分九秒の線以南の海域	一 新潟県と富山県との最大高潮時海岸線における境界点正北の線（以下この表において「甲線」という。）以西の日本海の海域	十一月一日から翌年五月三十日まで
三 甲線以東の日本海の海域のうち、北緯四十一度二十分九秒の線以北の海域	四 北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線以東のオホーツク海の海域（東経百四十八度五十九分四十一秒の線以西の北緯五十三度三十分五秒の線、北緯五十三度三十分五秒東経百四十八度五十九分四十九分四十一秒の点から北緯四十六度九秒東経百四十八度五十九分四十三秒の点に至る直線及び東経百四十八度五十九分四十三秒の線以東の北緯四十六度九秒の線から成る線以南の海域に限る。）	十一月一日から翌年四月三十日まで
五 青森県下北郡東通村尻屋崎突端から正東の線と千葉県南房総市野島崎突端から正東の線との両線間における太平洋の海域	二 次に掲げる海域以外の日本海の海域 一 北緯四十一度二十分九秒の線以北の我が国の排他的經濟水域、領海及び内水 北緯四十一度二十分九秒の線以南、次に掲げる線から成る線以東の日本海の海域	十一月十六日から翌年六月十五日まで
別表第一（第二条、第七十条関係）	二 ロイド 北緯四十度三十九秒東経百三十七度五十九分四十八秒の点から北緯三十七度三十分一秒東経百三十七度五十九分四十八秒の点に至る直線 北緯三十七度三十分一秒東経百三十四度五十九分五十九秒の点から北緯三十七度三十分一秒東経百三十三度五十九分五十秒の点に至る直線 北緯三十七度三十分一秒以南の東経百三十三度五十九分五十秒の線	十二月十日から翌年三月三十日まで
大臣許可漁業 沖合底びき網漁業	次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域 (1) 北緯四十五度二十五分一秒東経百四十一度四十九分三十八秒の点 (2) 北緯四十五度三十四分十一秒東経百四一度四十三分七秒の点 (3) 北緯四十五度三十五分五十五秒東経百四一度五十六分十四秒の点 (4) 北緯四十五度三十二分四十二秒東経百四十二度十七分五十秒の点 (5) 北緯四十五度十九分三十六秒東経百四十二度三十四分四十八秒の点 (6) 北緯四十五度十分四十九秒東経百四十二度四十分二十九秒の点 (7) 北緯四十四度四十六分八秒東経百四十二度五十七分四秒の点 (8) 北緯四十四度三十六分十三秒東経百四十三度十二分三十一秒の点 (9) 北緯四十四度三十五分四秒東経百四十三度十四分十八秒の点 (10) 北緯四十四度三十一分五秒東経百四十三度二十三分三十五秒の点 (11) 北緯四十四度二十九分十九秒東経百四十三度二十六分十二秒の点 (12) 北緯四十四度二十三分三十三秒東経百四十三度三十九分三十三秒の点 (13) 北緯四十四度二十一分二十三秒東経百四十三度三十八分二秒の点	十一月一日から翌年五月三十日まで

大西洋等はえ縄等漁業	西はえ1 2 3
太平洋底刺し網等漁業	底さし1 2 3
大型まき網漁業	まき1 2 3
基地式捕鯨業	同上
かじき等流し網漁業	クロース・ネストの両側
東シナ海等かじき等流し網漁業	船橋の両側面
中型さけ・ます流し網漁業	船橋の両側面
ずわいがに漁業	船橋の両側面
日本海へにずわいがに漁業	船橋の両側面
いか釣り漁業	船橋の両側面

備考

1 表示様式の欄中「何」とあるのは、沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業にあつては漁業根拠地（2以上ある場合には、主たる住所地）のある都道府県名の漢字の頭字（他の都道府県名と混同するおそれのあるときは、頭字及び次字）とすること。

2 各文字及び数字は、次により明瞭に表示すること。

- (1) 総トン数200トン以上の船舶を使用する遠洋底びき網漁業の場合にあつては、大きさは30センチメートル以上、太さは6センチメートル以上、間隔は8センチメートル以上とする。
- (2) その他の場合にあつては、大きさは15センチメートル以上、太さは3センチメートル以上、間隔は4センチメートル以上とする。

別表第四（第二十三条関係）

大臣許可漁業	同上
沖合底びき網漁業	船橋の両側面
制限又は禁止	船橋の両側面
イ 北緯四十四度三十三分九秒以北の東経百四十五度三十七分四十五秒の線、次の(1)の点から(2)(2)の点までを順次に直線で結ぶ線及び(2)(2)の点から百六十度の線以東の歯舞諸島、色丹島、国後島及び択捉島の周辺水域から日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域を除いた海域	船橋の両側面
(1) 北緯四十四度三十三分九秒東経百四十五度三十七分四十五秒の点	船橋の両側面
(2) 北緯四十四度二十九分九秒東経百四十五度三十六分四十五秒の点	船橋の両側面
(3) 北緯四十四度十七分三十九秒東経百四十五度三十六分四十五秒の点	船橋の両側面
(4) 北緯四十四度九分九秒東経百四十五度三十一分四十五秒の点	船橋の両側面
(5) 北緯四十三度五十七分九秒東経百四十五度十九分十五秒の点	船橋の両側面
(6) 北緯四十三度五十五分九秒東経百四十五度十六分四十五秒の点	船橋の両側面
(7) 北緯四十三度五十二分九秒東経百四十五度十四分四十五秒の点	船橋の両側面
(8) 北緯四十三度四十八分九秒東経百四十五度十三分四十五秒の点	船橋の両側面
(9) 北緯四十三度四十四分九秒東経百四十五度十五分十五秒の点	船橋の両側面
(10) 北緯四十三度四十一分三十九秒東経百四十五度十八分十五秒の点	船橋の両側面
(11) 北緯四十三度三十八分三十九秒東経百四十五度二十三分十五秒の点	船橋の両側面
(12) 北緯四十三度三十七分三十九秒東経百四十五度二十五分四十五秒の点	船橋の両側面
(13) 北緯四十三度三十九秒東経百四十五度三十一分四十五秒の点	船橋の両側面
(14) 北緯四十三度三十二分九秒東経百四十五度四十分四十五秒の点	船橋の両側面
(15) 北緯四十三度二十六分九秒東経百四十五度四十七分四十五秒の点	船橋の両側面
(16) 北緯四十三度二十五分九秒東経百四十五度四十九分十五秒の点	船橋の両側面
(17) 北緯四十三度二十三分二十七秒東経百四十五度五十分十五秒の点	船橋の両側面
(18) 北緯四十三度二十九秒東経百四十五度五十一分四十五秒の点	船橋の両側面
(19) 北緯四十三度十九分九秒東経百四十五度五十二分十五秒の点	船橋の両側面
(20) 北緯四十三度十六分九秒東経百四十五度五十二分十五秒の点	船橋の両側面

（納沙布岬灯台と貝殻島灯台とを結ぶ線の中心点）

- (2-1) 北緯四十三度十四分九秒東経百四十五度五十三分十五秒の点
- (2-2) 北緯四十三度八分九秒東経百四十五度五十三分十五秒の点
ロ 次に掲げる各点又は線を順次に結ぶ線から成る線により囲まれた海域（イに掲げる海域と重複する部分を除く。）
- (1) 宮崎県串間市都井岬突端正東七海里の点
- (2) 宮崎県串間市都井岬突端と鹿児島県肝属郡肝付町観音崎突端南東三海里の点
- (3) 鹿児島県肝属郡南大隅町佐多岬突端正南四海里の点
- (4) 鹿児島県南さつま市坊岬突端南西三海里の点
- (5) 鹿児島県南さつま市野間岬突端正西三海里の点
- (6) 鹿児島県薩摩川内市下甑島釣掛埼突端
- (7) 鹿児島県薩摩川内市下甑島繩瀬鼻突端
- (8) 鹿児島県薩摩川内市上甑島繩瀬鼻突端と長崎県長崎市野母崎突端とを結ぶ線と熊本県天草市魚貫崎突端と長崎県南松浦郡新上五島町中通島佐尾鼻突端とを結ぶ線との交点
- (9) 鹿児島県薩摩川内市上甑島繩瀬鼻突端と長崎県長崎市伊王島頂上と同県五島市福江島笠山崎突端とを結ぶ線と熊本県天草市魚貫崎突端と長崎県南松浦郡新上五島町中通島佐尾鼻突端とを結ぶ線との交点
- (10) 長崎県長崎市伊王島頂上と同県五島市福江島笠山崎突端とを結ぶ線と熊本県天草市魚貫崎突端と長崎県南松浦郡新上五島町中通島佐尾鼻突端とを結ぶ線との交点
- (11) 長崎県五島市福江島笠山崎突端
- (12) 長崎県五島市大瀬崎突端
- (13) 長崎県五島市大瀬崎突端正西の線と東経百二十八度二十九分五十二秒の線との交点
- (14) 北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点
- (15) 北緯三十三度四十一分四十二秒東経百二十九度十一分五十二秒の点
- (16) 長崎県対馬市神崎灯台中心点
- (17) 長崎県対馬市三島灯台中心点
- (18) 長崎県対馬市三島灯台中心点と福岡県宗像市沖ノ島灯台中心点とを結ぶ線と同灯台中心点正西の線と東経百二十九度五十九分五十二秒の線との交点と山口県萩市見島北端とを結ぶ線との交点
- (19) 山口県萩市見島北端
- (20) 山口県萩市見島北端と島根県出雲市日御崎突端とを結ぶ線上同突端五海里の点
- (21) 島根県出雲市日御崎突端正北五海里の点
- (22) 島根県松江市多古鼻突端正北五海里の点
- (23) 島根県松江市多古鼻突端正北五海里の点と鳥取県鳥取市長尾鼻突端とを結ぶ線と島根県松江市沖ノ御前島頂上と兵庫県美方郡香美町余部崎突端とを結ぶ線との交点
- (24) 島根県松江市多古鼻突端正北五海里の点と鳥取県岩美郡岩美町津崎突端と余部崎突端とを結ぶ線との交点
- (25) 兵庫県美方郡香美町余部崎突端正北一海里の点
- (26) 兵庫県美方郡香美町余部崎突端正北一海里の点と同町大山頂上とを結ぶ線と余部崎突端と京都府京丹後市経ヶ岬突端とを結ぶ線との交点
- (27) 兵庫県美方郡香美町余部崎突端と京都府京丹後市経ヶ岬突端とを結ぶ線と同県豊岡市猫崎突端と経ヶ岬突端正北三海里の点とを結ぶ線との交点
- (28) 京都府京丹後市経ヶ岬突端正北三海里の点
- (29) 京都府舞鶴市冲ノ島北端
- (30) 京都府舞鶴市冲ノ島北端と福井県三方上郡若狭町常神崎突端とを結ぶ線と同県大飯郡おおい町鋸崎突端と同県坂井市安島崎突端正西三海里の点とを結ぶ線との交点
- (31) 福井県坂井市安島崎突端正西三海里の点
- (32) 福井県坂井市安島崎突端正西三海里の点と石川県羽咋市滝崎突端とを結ぶ線と同県加賀市加佐ノ岬突端北西の線との交点
- (33) 石川県の本土の最大高潮時海岸線から沖合四海里の線のうち同線と同県加賀市加佐ノ岬突端北西の線との交点から同沖合四海里の線と同県輪島市鋸崎突端北西の線との交点までに至る部分
- (34) 石川県珠洲市祿剛崎突端北北東四海里の点
- (35) 石川県珠洲市長手崎突端正東六海里の点
- (36) 石川県珠洲市長手崎突端正東六海里の点と富山県黒部市生地鼻突端とを結ぶ線と石川県七尾市大泊鼻突端と新潟県佐渡市鴻ノ瀬鼻突端との交点
- (37) 新潟県佐渡市鴻ノ瀬鼻突端
- (38) 新潟県佐渡市鴻ノ瀬鼻突端
- (39) 新潟県、山形県及び秋田県の本土の最大高潮時海岸線から沖合四海里の線のうち同線と新潟県佐渡市鴻ノ瀬鼻突端と同県新潟市新川口中央とを結ぶ線との交点から同沖合四海里の線と北緯三十九度十五分十秒の線との交点までに至る部分

- (40) 秋田県の本土の最大高潮時海岸線から沖合三海里の線のうち同線と北緯三十九度十五分十秒の線との交点から同沖合三海里の線と北緯三十九度二十分十秒の線との交点までに至る部分
- (41) 秋田県の本土の最大高潮時海岸線から沖合四海里の線のうち同線と北緯三十九度二十分十秒の線との交点から同沖合四海里の線と同県男鹿市塩瀬崎突端百八十二度の線との交点までに至る部分
- (42) 秋田県の本土の最大高潮時海岸線から沖合一・五海里の線のうち同線と同県男鹿市塩瀬崎突端百八十二度の線との交点から同沖合一・五海里の線と同市北浦との最大高潮時海岸線における境界点二百四十七度の線との交点までに至る部分
- (43) 秋田県の本土の最大高潮時海岸線から沖合四海里の線のうち同線と同県男鹿市戸賀と同市北浦との最大高潮時海岸線における境界点二百四十七度の線との交点から同沖合四海里の線と同県と青森県との境界にある須郷岬突端正西の線との交点までに至る部分
- (44) 秋田県と青森県との境界にある須郷岬突端正西四海里の点と同県西津軽郡深浦町艦作崎突端とを結ぶ線上艦作崎突端一・八海里の点
- (45) 青森県西津軽郡深浦町艦作崎突端二百六十九度一・五海里の点
- (46) 青森県西津軽郡深浦町艦作崎突端二百六十一度〇・六海里の点
- (47) 青森県西津軽郡深浦町艦作崎突端正西〇・七海里の点
- (48) 青森県西津軽郡深浦町艦作崎突端二百九十五度〇・七海里の点
- (49) 青森県西津軽郡深浦町艦作崎突端三百三十三度三十分一・一海里の点
- (50) 青森県西津軽郡深浦町入前崎突端十度一・五海里の点
- (51) 青森県西津軽郡深浦町大戸瀬崎突端西北西三海里の点
- (52) 青森県西津軽郡鰺沢町弁天崎突端と同県北津軽郡中泊町権現崎突端とを結ぶ線上弁天崎突端五海里の点
- (53) 青森県西津軽郡深浦町入前崎突端十度一・五海里の点
- (54) 青森県北津軽郡中泊町権現崎突端二百二十度一・七海里の点
- (55) 青森県北津軽郡中泊町権現崎突端正西一海里の点
- (56) 青森県北津軽郡中泊町白神岬突端と北海道松前郡白神岬突端とを結ぶ線上権現崎突端一海里の点
- (57) 青森県北津軽郡中泊町白神岬突端と北海道松前郡白神岬突端とを結ぶ線上弁天崎突端七海里の点
- (58) 北海道松前郡松前町松前小島灯台中心点
- (59) 北海道松前郡松前町白神岬突端正西の線と東経百三十八度五十九分四十八秒の線との交点
- (60) 東経百三十八度五十九分四十七秒の線と北海道積丹郡積丹町積丹岬突端正北七海里の点
- (61) 北海道積丹郡積丹町積丹岬突端正北七海里の点
- (62) 北海道石狩市雄冬岬突端正北七海里の点
- (63) 北海道石狩市雄冬岬突端正西五海里の点
- (64) 北海道石狩市雄冬岬突端正北七海里の点と同道石狩市愛冠岬突端とを結ぶ線と同道余市郡余市町シリバ岬突端と同市雄冬岬突端正西五海里の点
- (65) 北海道苦前郡羽幌町焼尻島西端
- (66) 北海道苦前郡羽幌町天売島東端
- (67) 北緯四十四度五十二分四十九秒東経百四十一度四十四分三十六秒の点(旧天塩川口灯台中心点)二百六十八度十海里の点
- (68) 北海道利尻郡利尻富士町石埼突端百五十度三十分十二海里の点
- (69) 北海道利尻郡利尻町仙法志岬突端正南七海里の点
- (70) 北海道礼文郡礼文町カラナンナイ岬突端正南の線と北緯四十五度八秒の線との交点
- (71) 北海道礼文郡礼文町スコトン岬突端正西北西十海里の点
- (72) 北海道礼文郡礼文町スコトン岬突端正北七海里の点
- (73) 北海道稚内市野寒岬突端北西八海里の点
- (74) 北海道稚内市宗谷岬突端正北五海里の点
- (75) 北海道稚内市宗谷岬突端正東九海里の点
- (76) 北海道稚内市時前岬突端九十九度十三海里の点
- (77) 北海道枝幸郡枝幸町音標岬突端北東十一海里の点
- (78) 北海道紋別市紋別灯台中心点正北十一海里の点と同道斜里郡斜里町海別岳頂上とを結ぶ線と同道網走市能取岬突端と同道自梨郡羅臼岳頂上とを結ぶ線との交点
- (79) 北海道紋別市紋別灯台中心点正北十一海里の点と同道斜里郡斜里町と同郡清里町との境界にある斜里岳頂上正北の線との交点
- (80) 北海道網走市能取岬突端と同道自梨郡羅臼町羅臼岳頂上とを結ぶ線と同道斜里郡斜里町と同郡清里町との境界にある斜里岳頂上正北の線との交点

(81) 北海道網走郡美幌町と同道川上郡弟子屈町との境界にある藻琴山頂上と同道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端とを結ぶ線と同町羅臼岳頂上北西の線との交点

(82) 北海道網走郡美幌町と同道川上郡弟子屈町との境界にある藻琴山頂上と同道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端とを結ぶ線上同突端六・七海里的点

(83) 北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端正北一・二海里的点

(84) 北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端正東一・六海里的点

(85) 北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端正東の線と東経百四十五度五十九分四十五秒の線と北海道根室市納沙布岬突端正南五海里的点正東の交点

(86) 北海道根室市納沙布岬突端正南五海里的点

(87) 北海道根室市落石岬突端正南五海里的点

(88) 北海道根室市落石岬突端正南五海里的点

(89) 北海道釧路郡釧路町尻羽岬突端正南五海里的点

(90) 北海道釧路郡釧路町尻羽岬突端正南七海里的点と同道十勝郡浦幌町厚内山頂上とを結ぶ線と同道釧路郡釧路町昆布森灯台中心点正南の線との交点

(91) 北海道釧路郡釧路町尻羽岬突端正南七海里的点と同道十勝郡浦幌町厚内山頂上とを結ぶ線と東経百四十四度九分四十六秒の線との交点

(92) 北海道中川郡豊頃町十勝大津灯台中心点百十度八・五海里的点

(93) 北海道広尾郡広尾町広尾灯台中心点正東十二海里的点

(94) 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点百六十五度十四海里的点

(95) 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点正南十五海里的点

(96) 北海道浦河郡浦河町浦河灯台中心点南西八海里的点と同道伊達市徳舞磐山頂上とを結ぶ線と同道茅部郡鹿部町出来澗岬突端五十一度の線との交点

(97) 北海道伊達市徳舞磐山頂上と同道函館市恵山岬灯台中心点とを結ぶ線と同道室蘭市チキウ岬突端と恵山岬灯台中心点正東八海里的点

(98) 北海道函館市恵山岬灯台中心点正東八海里的点正南の線と北緯四十二度一分東経百四十三度九分二秒の点(旧幌泉灯台中心点)と青森県下北部大間町大間崎突端とを結ぶ線との交点

(99) 北海道函館市恵山岬灯台中心点正東八海里的点正南の線と北緯四十二度一分東経百四十三度九分二秒の点(旧幌泉灯台中心点)と同県下北部大間町大間崎突端とを結ぶ線との交点

(100) 北海道函館市恵山岬灯台中心点とを結ぶ線と同道室蘭市チキウ岬突端と恵山岬灯台中心点正東八海里的点とを結ぶ線との交点

(101) 北海道函館市恵山岬灯台中心点正東八海里的点

(102) 北海道函館市恵山岬灯台中心点正東八海里的点正南の線と北緯四十二度一分東経百四十三度九分二秒の点(旧幌泉灯台中心点)と青森県下北部大間町大間崎突端とを結ぶ線との交点

(103) 北海道函館市恵山岬灯台中心点と青森県下北部東通村尻屋崎突端とを結ぶ線と北緯四十二度一分東経百四十三度九分二秒の点(旧幌泉灯台中心点)と同県下北部大間町大間崎突端とを結ぶ線との交点

(104) 北海道函館市恵山岬灯台中心点と青森県下北部東通村尻屋崎突端とを結ぶ線上同突端一海里的点

(105) 青森県下北部東通村尻屋崎突端二十二度三十分一・四海里的点

(106) 青森県下北部東通村尻屋崎突端二十二度三十分一・四海里的点

(107) 青森県下北部東通村尻屋崎突端正東一海里的点と同村白糠灯台中心点正東三海里的点とを結ぶ線と同突端と同県上北部六ヶ所村と同県三沢市との境界にある高瀬川口中央正東五海里的点とを結ぶ線と同突端と同県上北部六ヶ所村と同県三沢市との境界にある高瀬川口中央正東五海里的点

(108) 青森県上北部六ヶ所村と同県三沢市との境界にある高瀬川口中央正東五海里的点

(109) 青森県の本土の最大高潮時海岸線から沖合五海里的線のうち同線と同県上北部六ヶ所村と同県三沢市との境界にある高瀬川口中央正東の線との交点から同沖合五海里的線と同県と岩手県との最大高潮時海岸線における境界点正東の線との交点までに至る部分

(110) 青森県八戸市鮫角突端正東五海里的点から岩手県九戸郡洋野町八木北港防波堤灯台中心点正東五海里的点とを結ぶ線と青森県と岩手県との最大高潮時海岸線における境界点正東の線との交点

(111) 岩手県九戸郡洋野町八木北港防波堤灯台中心点正東五海里的点

(112) 岩手県久慈市弁天鼻突端正東五海里的点

(113) 岩手県久慈市三崎突端正東五海里的点

(114) 岩手県下閉伊郡普代村黒崎突端正東五海里的点

(115) 岩手県宮古市明神崎突端正東五海里的点

(116) 岩手県宮古市「とど」ヶ崎突端正東五海里的点

(117) 岩手県釜石市御箱崎端正東五海里的点

(118) 岩手県釜石市尾崎突端正東五海里的点

(119) 岩手県釜石市尾崎突端正東五海里的点

(120)	岩手県大船渡市首崎突端正東五海里の点
(121)	宮城県石巻市金華山頂上南東五海里の点と福島県相馬市鶴ノ尾崎突端とを結ぶ線上同突端九海里の点
(122)	宮城県気仙沼市御崎突端正東三海里の点
(123)	宮城県本吉郡南三陸町歌津崎突端正東三海里の点
(124)	宮城県石巻市金華山頂上南東五海里の点
(125)	宮城県石巻市金華山頂上南東五海里の点と福島県相馬市鶴ノ尾崎突端とを結ぶ線上同突端九海里の点
(126)	福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東七海里の点
(127)	福島県いわき市塙屋埼灯台中心点正東三海里の点
(128)	茨城県東茨城郡大洗町大洗岬突端正東の線と同県日立市日立鉢山大煙突中心点と千葉県銚子市大吠埼灯台中心点とを結ぶ線との交点
(129)	茨城県日立市日立鉢山大煙突中心点と千葉県銚子市大吠埼灯台中心点とを結ぶ線と同灯台中心点十二海里の点
(130)	茨城県日立市日立鉢山大煙突中心点と千葉県銚子市大吠埼灯台中心点とを結ぶ線と同灯台中心点正東十二海里の点と同灯台中心点正東十一海里の点と同灯台中心点正東十二海里の点と同市一ノ島灯台中心点正東の線との交点
(131)	千葉県銚子市一ノ島灯台中心点正東五・五海里の点
(132)	千葉県銚子市大吠埼灯台中心点南東八海里の点
(133)	千葉県銚子市大吠埼灯台中心点正南十海里の点
(134)	千葉県山武郡横芝光町栗山川河口中心点南東十二・五海里の点
(135)	千葉県いすみ市太東崎突端南東十海里的点
(136)	千葉県南房総市野島崎灯台中心点正南五海里的点
(137)	千葉県南房総市野島崎灯台中心点西南西七海里的点
(138)	神奈川県三浦市城ヶ島西端と同県足柄下郡真鶴町真鶴岬突端とを結ぶ線上城ヶ島西端四海里的点
(139)	静岡県賀茂郡南伊豆町波勝岬突端南西三海里的点
(140)	静岡県足柄下郡真鶴町真鶴岬突端と東京都新島村式根島頂上とを結ぶ線と同県藤沢市江ノ島西端と静岡県下田市神子元島灯台中心点
(141)	静岡県下田市神子元島灯台中心点
(142)	静岡県賀茂郡南伊豆町石廊崎突端正南三海里的点
(143)	静岡県賀茂郡南伊豆町波勝岬突端と同県沼津市大瀬崎突端と同県静岡市富士川口中央とを結ぶ線との交点
(144)	静岡県賀茂郡南伊豆町波勝岬突端南西三海里的点と富士山頂上とを結ぶ線と同県沼津市大瀬崎突端と同県静岡市富士川口中央とを結ぶ線との交点
(145)	静岡県沼津市大瀬崎突端と同県静岡市富士川口中央とを結ぶ線と同県裾野市越前岳頂上と同県御前崎市御前崎灯台中心点南南東二海里的点とを結ぶ線との交点
(146)	静岡県御前崎市御前崎灯台中心点南南東二海里的点と北緯三十四度三十八分五十八秒東経百三十七度四十八分四十七秒の点とを結ぶ線と同灯台中心点と愛知県田原市伊良湖崎突端とを結ぶ線との交点
(147)	静岡県御前崎市御前崎灯台中心点南南東五海里的点と北緯三十四度三十八分五十八秒東経百三十七度四十八分四十七秒の点とを結ぶ線と同灯台中心点と愛知県田原市伊良湖崎突端とを結ぶ線との交点
(148)	静岡県御前崎市御前崎灯台中心点と愛知県田原市伊良湖崎突端とを結ぶ線と静岡県湖西市浜名湖口右岸突端と三重県志摩市神ノ島頂上とを結ぶ線との交点
(149)	三重県志摩市神ノ島頂上とを結ぶ線と同県沼津市大瀬崎突端と同県静岡市富士川口中央とを結ぶ線との交点
(150)	三重県志摩市神ノ島頂上と同県北牟婁郡紀北町佐波留島頂上とを結ぶ線と同県度会郡南伊勢町志戸ノ鼻突端と同県尾鷲市三木崎突端とを結ぶ線との交点
(151)	三重県尾鷲市三木崎突端
(152)	三重県尾鷲市三木崎突端と和歌山県東牟婁郡太地町梶取崎突端とを結ぶ線と三重県熊野市猪ノ鼻突端と梶取崎突端南東三海里的点とを結ぶ線との交点
(153)	和歌山県東牟婁郡太地町梶取崎突端南東三海里的点
(154)	和歌山県東牟婁郡串本町大島櫻野崎突端
(155)	和歌山県東牟婁郡串本町大島須江崎突端
(156)	和歌山県東牟婁郡串本町潮岬突端
(157)	和歌山県東牟婁郡串本町潮岬突端
(158)	和歌山県西牟婁郡白浜町市江崎突端南西三海里的点
(159)	和歌山県日高郡日高町と同郡美浜町との境界にある日ノ御崎突端と徳島県海部郡牟岐町大島南端とを結ぶ線と同県阿南市蒲生田岬突端と高知県室戸市室戸岬突端とを結ぶ線との交点
(160)	和歌山県日高郡日高町と同郡美浜町との境界にある日ノ御崎突端と徳島県海部郡牟岐町大島南端とを結ぶ線と同県阿南市蒲生田岬突端と高知県室戸市室戸岬突端とを結ぶ線との交点
(161)	徳島県阿南市蒲生田岬突端と高知県室戸市室戸岬突端とを結ぶ線と同突端正南三海里的点と徳島県海部郡海陽町乳崎突端とを結ぶ線との交点
(162)	高知県室戸市室戸岬突端正南三海里的点

- (163) 高知県室戸市室戸岬突端と同県高知市烏帽子山頂上とを結ぶ線と同突端正南三海里の点と同県室戸市羽根崎灯台とを結ぶ線との交点
 (164) 高知県室戸市室戸岬突端と同県高知市烏帽子山頂上とを結ぶ線と同県安芸郡安田町神ノ峰頂上と同県高岡郡中土佐町加江崎突端とを結ぶ線との交点
 (165) 高知県土佐市白ノ鼻突端と同県高知市烏帽子山頂上とを通る線と同県安芸郡安田町神ノ峰頂上と同県高岡郡中土佐町加江崎突端とを結ぶ線との交点
 (166) 高知県土佐市白ノ鼻突端と同県高知市烏帽子山頂上とを通る線と同県土佐清水市葛籠山頂上と同市今ノ山頂上とを結ぶ線との交点
 (167) 高知県高岡郡四十町興津崎突端と同県土佐清水市足摺岬突端とを結ぶ線と同市葛籠山頂上と同市今ノ山頂上とを結ぶ線との交点
 (168) 高知県高岡郡四十町興津崎突端と同県土佐清水市足摺岬突端とを結ぶ線と同突端正南三海里の点と北緯三十二度五十九分五十四秒東経百三十三度二十一秒の点とを結ぶ線との交点
 (169) 高知県土佐清水市足摺岬突端南東三海里の点
 (170) 高知県宿毛市沖の島櫛ヶ鼻突端と同県土佐清水市足摺岬突端とを結ぶ線と同突端正南三海里の点と同市叶崎灯台とを結ぶ線との交点
 (171) 高知県宿毛市沖の島櫛ヶ鼻突端
 (172) 高知県宿毛市鵜来島西端
 (173) 高知県宿毛市鵜来島西端と大分県佐伯市水ノ子島南端とを結ぶ線と愛媛県南宇和郡愛南町横島南端と同市鶴御崎突端とを結ぶ線との交点
 (174) 大分県佐伯市水ノ子島南端と同市深島頂上正東三海里の点とを結ぶ線と愛媛県南宇和郡愛南町横島南端と同市鶴御崎突端とを結ぶ線との交点
 (175) 大分県佐伯市深島頂上正東三海里の点
 (176) 宮崎県児湯郡新富町一ツ瀬川口中央正東九海里の点
 (177) 宮崎県串間市都井岬突端正東九海里の点
 (178) 宮崎県串間市都井岬突端正東七海里の点
 ハ 鹿児島県西之表市及び同県熊毛郡種子島、同市馬毛島、同郡屋久島、同県薩摩川内市甑島列島、山口県萩市見島、石川県輪島市七ツ島、同市舳倉島、新潟県岩船郡粟島浦村
 粟島、山形県酒田市飛島、北海道松前郡松前町松前小島及び東京都大島町大島の周囲最大高潮時海岸線から五海里以内の海域
 ニ 島根県隠岐郡の周囲最大高潮時海岸線から五海里以内の海域
 ホ 新潟県佐渡市の周囲最大高潮時海岸線から五海里以内の海域
 ハ 長崎県対馬市三島灯台中心点から同市神埼灯台中心点を経て北緯三十三度四十一分四十二秒東経百二十九度十一分五十二秒の点に至る線以西、三島灯台中心点から大韓民国
 鴻島灯台中心点に至る線以南の海域のうち同市の最大高潮時海岸線から七海里以内の部分
 ル 次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域(□に掲げる海域と重複する部分を除く。)
 (1) 北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点
 (2) 北緯三十三度九分二十七秒東経百二十九度五十九分五十二秒の点
 (3) 北緯三十度十三秒東経百二十九度五十九分五十二秒の点
 (4) 北緯三十度十三秒東経百二十八度二十九分五十三秒の点
 (5) 北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点
 ニ 次に掲げる海域(前号□からルまでに掲げる海域と重複する部分並びに漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定(以下この号において「協定」という。)第一条の協定水
 域のうち、大韓民国の排他的經濟水域の最南端の緯度線以北、協定第七条1に規定する線、協定第九条1の(8)の点から(16)の点までを順次に直線で結ぶ線並びに同条2
 の(1)の線、(2)の線及び(3)の線から成る線以西の水域(協定附屬書IIの3の(1)の点から(3)の点までを順次に直線で結ぶ線より北西側の我が国排他的經濟水域を
 除く。)を除く。)における沖合底びき網漁業の操業は、それぞれ次に掲げる期間内においては、禁止する。
 イ 北緯三十二度四十分十二秒の線以北、北緯三十三度九分二十七秒東経百二十七度五十九分五十二秒の線、北緯三十三度九分二十七秒東経百二十七度五十九分五十二秒
 の点から北緯三十三度九分二十七秒東経百二十八度二十九分五十二秒の点に至る直線及び北緯三十三度九分二十七秒以南の東経百二十八度二十九分五十二秒の線から成る線以東、
 東経百三十度五十九分五十二秒の線以西の海域のうち長崎県、佐賀県、福岡県及び山口県の最大高潮時海岸線から沖合百海里以内の部分 一そなびきの方法によるものにあつて
 は毎年六月一日から八月三十一日まで、二そなびきの方法によるものにあつては毎年五月十六日から八月十五日まで
 ロ 東経百三十度五十九分五十二秒の線以東、同線と山口県の最大高潮時海岸線との交点から同海岸線を福井県大飯郡おおい町鋸崎突端に至る線以北、同突端正北の線以西の海
 域のうち山口県、島根県、鳥取県、兵庫県、京都府及び福井県の最大高潮時海岸線から沖合百海里以内の部分 每年六月一日から八月三十一日まで
 ハ 島根県江津市大崎鼻突端から同県隱岐郡西ノ島町三度崎突端を経て同県松江市地蔵崎突端に至る線及び陸岸により囲まれた同県の沖合の海域 每年三月一日から九月三十日
 まで

- 二 福井県大飯郡おおい町鋸崎突端正北の線以東、同突端から最大高潮時海岸線を青森県東津軽郡外ヶ浜町龍飛埼突端に至る線及び同突端と北海道松前郡松前町白神岬突端を結ぶ線から成る線以西、同突端正西の線以南の海域のうち福井県、石川県、富山県、新潟県、山形県、秋田県、青森県及び北海道の最大高潮時海岸線から沖合百海里以内の部分
毎年七月一日から八月三十一日まで
- ホ 北緯三十九度十五分十秒の線以北、北緯三十九度二十分十秒の線以南の海域のうち秋田県の最大高潮時海岸線を同海岸線上における同市戸賀と同市北浦との境界点に至る線から成る線以西、同境界点二百四十七度の線以南の海域のうち同県の最大高潮時海岸線から沖合四海里以内の部分
毎年三月一日から十一月三十日まで
- ト 北海道松前郡松前町白神岬突端正西の線以北、同突端から最大高潮時海岸線を同道稚内市宗谷岬突端に至る線及び同突端正北の線から成る線以西、北緯四十五度四十二分八秒の線以南の海域のうち同道の最大高潮時海岸線から沖合百海里以内の部分
毎年六月十六日から九月十五日まで
- チ 北海道余市郡余市町シリバ岬突端から同突端と同道苦前郡羽幌町焼尻島東端とを結ぶ線と北緯四十三度四十分九秒の線との交点を経て同交点正東の線と最大高潮時海岸線との交点に至る線及び陸岸により囲まれた海域
毎年二月二十一日から十一月三十日まで
- リ 北海道石狩市の最大高潮時海岸線と北緯四十三度四十分九秒の線との交点から同交点正西の線と同道余市郡余市町シリバ岬突端と同道苦前郡羽幌町焼尻島東端とを結ぶ線との交点及び焼尻島東端を経て同郡苦前町苦前埼突端に至る線並びに陸岸により囲まれた海域
毎年三月一日から十月十五日まで
- ヌ 北海道礼文郡礼文町スコトン岬突端正北七海里の点から同道稚内市野寒岬突端北西八海里の点及び同市宗谷岬突端正北五海里の点を経てスコトン岬突端正北七海里の点に至る線により囲まれた海域
毎年十月一日から翌年一月十五日まで
- ル 北海道紋別市紋別灯台中心点から同灯台中心点正北十一海里の点、同道枝幸郡枝幸町音標岬突端北東十一海里の点、同道北見市常呂港北防波堤灯台中心点三百四十度十海里的点、同道網走市能取岬突端北東四海里の点及び同突端と同道目梨郡羅臼町羅臼岳頂上とを結ぶ線と紋別灯台中心点正北十一海里の点と同道斜里郡斜里町海別岳頂上とを結ぶ線との交点を経て同市網走港北防波堤灯台中心点に至る線並びに陸岸により囲まれた海域
毎年五月一日から八月三十一日まで及び十二月一日から翌年二月二十八日まで
- ヲ 東經百四十五度五十九分四十五秒の線以西、北海道幌泉郡えりも町襟裳岬突端正南の線以東、同突端から最大高潮時海岸線を同道根室市納沙布岬突端に至る線及び同突端正東の線から成る線以南の海域のうち同道の最大高潮時海岸線から沖合百海里以内の部分
毎年六月一日から八月三十一日まで
- ワ 北海道根室市落石岬突端から同突端正南五海里の点、同道厚岸郡浜中町散歩崎突端正南七海里の点、同道釧路郡釧路町尻羽岬突端正南七海里の点及び同点と同道十勝郡浦幌町厚内山頂上とを結ぶ線と同道釧路郡釧路町昆布森灯台中心点正南の線との交点を経て同灯台中心点に至る線並びに陸岸により囲まれた海域
毎年十一月十六日から翌年八月三十一日まで
- カ 北海道広尾郡と同道幌泉郡との最大高潮時海岸線における境界点南南東の線以西、北緯四十二度七分三十三秒東經百四十二度五十五分の点（旧様似港東防波堤灯台中心点）正南の線以東の海域のうち同道幌泉郡えりも町襟裳岬突端正南の線、同道函館市恵山岬灯台中心点から十八海里以内の部分
毎年三月十六日から八月三十一日まで及び十一月一日から十二月二十日まで
- ヨ 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬突端正南の線、同道函館市恵山岬灯台中心点東南東の線及び陸岸により囲まれた海域
毎年五月一日から八月三十一日まで
- タ 北緯四十二度七分三十三秒東經百四十二度五十五分の点（旧様似港東防波堤灯台中心点）から同点正南十六海里的点及び北海道浦河郡浦河町浦河灯台中心点南西九海里の点を経て同点と同道伊達市徳舜瞥山頂上とを結ぶ線と最大高潮時海岸線との交点に至る線並びに陸岸により囲まれた海域
毎年一月一日から八月三十一日まで
- レ 北海道千歳市と同道恵庭市との境界にある漁岳頂上と同道函館市恵山岬突端とを結ぶ線と最大高潮時海岸線との交点から同突端に至る線及び陸岸により囲まれた海域
毎年四月一日から十月三十一日まで
- ソ 北海道函館市恵山岬灯台中心点東南東の線以南、同灯台中心点と青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点とを結ぶ線、同灯台中心点から最大高潮時海岸線を千葉県南房総市野島崎灯台中心点に至る線並びに同灯台中心点正南の線から成る線以東の海域のうち同道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の最大高潮時海岸線から沖合百海里以内の部分
毎年七月一日から八月三十一日まで
- ツ 千葉県南房総市野島崎灯台中心点正南の線以西、徳島県と高知県との最大高潮時海岸線における境界点南東の線以東の海域のうち千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県及び徳島県の最大高潮時海岸線から沖合百海里以内の部分
毎年七月一日から八月三十一日まで
- ネ 徳島県と高知県との最大高潮時海岸線における境界点南東の線以西、同県宿毛市鵜来島西端から正南の線以東の海域のうち同県の最大高潮時海岸線から沖合百海里以内の部分
毎年五月一日から九月三十日まで
- ナ 高知県宿毛市鵜来島西端から正南の線以西、東經百二十九度五十九分五十二秒の線以東の海域のうち同県、愛媛県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の最大高潮時海岸線から沖合百海里以内の部分
毎年五月一日から八月三十一日まで
- ム 長崎県対馬市三島灯台中心点を通る経線以東、同灯台中心点から島根県出雲市日御碕灯台中心点を結ぶ線以南、東經百二十九度五十九分五十二秒の線以西、三島灯台中心点と福岡県宗像市沖ノ島灯台中心点を結ぶ線以北の海域
毎年四月一日から翌年三月三十一日まで（毎年十月一日から翌年三月三十一日までの間にあつては、毎日午前零時から午前五時まで及び午後七時から午後十二時まで）
- 三 網口開口板を使用してする沖合底びき網漁業の操業は、次に掲げる海域以外の海域においては、禁止する。
- イ 北緯三十四度三十四分四十一秒東經百二十九度二分四十二秒の点と北緯三十二度三十分十二秒東經百二十六度五十九分五十九分五十三秒の点とを結ぶ線以南、東經百二十七度五十九分五十二秒の線以東、東經百二十八度二十九分五十二秒の線以西、北緯三十三度九分二十七秒の線以北、東經百二十七度五十九分五十二秒の線以東の海域

(口) 宮城県気仙沼市御崎突端正東の線以南、同突端から最大高潮時海岸線を千葉県南房総市野島崎灯台中心点に至る線及び同灯台中心点正南の線から成る線以東の海域
 ハ 北海道松前郡松前町白神岬突端正西の線以北の日本海、東経百五十二度五十九分四十六秒の線以西、同道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点正南の線以東、青森県下北郡東通村尻屋崎突端正東の線以北の太平洋の海域（次の（1）の点から（13）の点までを順次に直線で結ぶ線、（14）の海岸線、（15）の点から（26）の点までを順次に直線で結ぶ線及び（28）の点から（40）の点までを順次に直線で結ぶ線並びに陸岸により囲まれた海域を除く。）

- (1) 北海道松前郡松前町白神岬突端
 - (2) 北海道松前郡松前町白神岬突端から正西の線と東経百三十八度五十九分四十八秒の線との交点
 - (3) 北緯四十三度五十分八秒東経百三十八度五十九分四十七秒の点
 - (4) 北緯四十三度五十分九秒東経百四十度二十九分四十七秒の点
 - (5) 北緯四十四度二十分八秒東経百三十九度五十九分四十七秒の点
 - (6) 北緯四十五度十分八秒東経百三十九度五十九分四十七秒の点
 - (7) 北緯四十五度五十分八秒東経百三十九度五十九分四十六秒の点
 - (8) 北緯四十五度五十分七秒東経百四十度三十九分四十六秒の点
 - (9) 北緯四十五度五十分六秒東経百四十度三十九分四十六秒の点
 - (10) 北緯四十五度五十分八秒東経百四十一度九分四十六秒の点
 - (11) 北緯四十五度四十一分二十秒東経百四十一度九分四十六秒の点
 - (12) 北海道稚内市野寒岬突端と樺太宗仁岬突端とを結ぶ線と北緯四十五度四十一分二十秒の線との交点
 - (13) 樺太宗仁岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る最大高潮時海岸線
 - (14) 樺太西能登呂岬突端
 - (15) 北海道稚内市時前崎突端七十五度十二海里の点
 - (16) 北海道稚内市時前崎突端七十五度二十一海里の点
 - (17) 北海道枝幸郡枝幸町音標岬突端北東十八海里の点
 - (18) 北海道紋別郡雄武町音稻府岬突端北東十六海里の点
 - (19) 北海道紋別郡湧別町サロマ湖口灯台中心点七度十五・七海里の点
 - (20) 北海道網走市能取岬突端北東五海里的点
 - (21) 北海道網走市能取岬突端八十八度九・八海里的点
 - (22) 北海道目梨郡羅臼町羅臼岳頂上二百七十七度の線と同道斜里郡斜里町と同郡清里町との境界にある斜里岳頂上正北の線との交点
 - (23) 北海道斜里郡斜里町宇登呂灯台中心点北西四海里的点
 - (24) 北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端正東の線と国後島最大高潮時海岸線との交点
 - (25) 北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端正北五海里的点
 - (26) 国後島ルリイ岬突端正南十七海里的点
 - (27) 国後島ルリイ岬突端から北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある斜里岳頂上正北の線との交点
 - (28) 北海道斜里郡斜里町宇登呂灯台中心点北西四海里的点
 - (29) 北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町との境界にある知床岬突端正東の線と国後島最大高潮時海岸線との交点
 - (30) 北海道根室市落石岬突端正南十七海里的点
 - (31) 北緯四十二度五十一分九秒東経百四十五度二十五分四十五秒の点
 - (32) 北緯四十二度五十二分九秒東経百四十五度二十五分四十五秒の点
 - (33) 北緯四十二度四十一分九秒東経百四十四度五十四分十六秒の点
 - (34) 北緯四十二度四十一分九秒東経百四十四度三十八分四十六秒の点
 - (35) 北緯四十二度三十九分九秒東経百四十四度三十八分四十六秒の点
 - (36) 北海道広尾郡広尾町広尾灯台中心点正東十八海里的点と北緯四十二度四十分九秒東経百四十四度九分四十六秒の点を結ぶ線と北緯四十二度三十九分九秒の線との交点
 - (37) 北海道広尾郡広尾町広尾灯台中心点正東十八海里的点
 - (38) 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点正南十八海里的点から正東の線と東経百四十三度三十九分四十六秒の線との交点
 - (39) 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点正南十八海里的点
 - (40) 北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点
- 四 次に掲げる海域における網口開口板を使用してする冲合底びき網漁業の操業は、それぞれ次に掲げる期間内においては、禁止する。

ホ 石川県珠洲市緑剛崎突端正北の線以西、同突端から最大高潮時海岸線を福井県丹生郡越前町干飯崎突端に至る線及び同突端正西の線から成る線以北の海域のうち石川県及び福井県の最大高潮時海岸線から冲合三海里（石川県と福井県との最大高潮時海岸線における境界点北西の線以南、同点から同海岸線を同突端に至る線及び同突端正西の線から成る線以北の部分については、毎年十月一日から翌年四月三十日までの期間は、同県の最大高潮時海岸線から冲合三千メートル）以内の部分へ福井県丹生郡越前町干飯崎突端から同突端正西三海里の点、同点から同県敦賀市立石崎突端に至る線と同県三方郡美浜町特牛崎突端から干飯崎突端に至る線との交点、特牛崎突端、同県三方郡若狭町常神崎突端、同県大飯郡おおい町鋸崎突端北西二海里の点及び京都府舞鶴市毛島北端を経て同府与謝郡伊根町鷺崎突端に至る線並びに陸岸により囲まれた海域（千飯崎突端から正西の線以南、同突端から最大高潮時海岸線を特牛崎突端に至る線及び同突端正北西の線から成る線以東の海域については、毎年十月一日から翌年四月三十日までの期間は、同県の最大高潮時海岸線から冲合三千メートル以内の部分）ト京都府舞鶴市毛島北端正北の線以西、同北端から同府与謝郡伊根町鷺崎突端に至る線から成る線以北、同境界点正北の線以東の海域のうち同府の最大高潮時海岸線から冲合三海里以内の部分チ京都府舞鶴市毛島の周囲最大高潮時海岸線から冲合三海里以内の海域

リ 京都府と兵庫県との最大高潮時海岸線における境界点正北の線以西 同境界点から最大高潮時海岸線を同海岸線における同県と鳥取県との境界点に至る線以北、同境界点正北の線以東の海域のうち兵庫県の最大高潮時海岸線から冲合三海里以内の部分

ヌ 兵庫県と鳥取県との最大高潮時海岸線における境界点正北の線以西 佐賀県唐津市波戸岬灯台中心点から長崎県壱岐市長者原崎突端、同市壱岐鳥屋鼻突端及び同県対馬市神埼灯台中心点を経て、同市三島灯台中心点に至る線並びに同灯台中心点正北の線以東の海域のうち鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県及び長崎県の最大高潮時海岸線から冲合八海里以内の部分

ル 佐賀県唐津市波戸岬灯台中心点から長崎県南島原市早崎鼻突端に至る線及びその延長線並びに同灯台中心点から同県壱岐市長者原崎突端、同市壱岐鳥屋鼻突端及び同県対馬市神埼灯台中心点を経て同市三島灯台中心点に至る線並びに同灯台中心点正北の線から成る線以西の海域のうち同県及び佐賀県の最大高潮時海岸線から冲合三海里以内の部分

ヲ 長崎県佐世保市高後崎南端から同県西海水金比羅山頂上に至る線及び陸岸により囲まれた大村湾内の海域（ルに掲げる海域を除く。）

ワ 長崎県南島原市早崎鼻突端から同県長崎市樺島南端を経て同市野母崎突端に至る線及び陸岸により囲まれた海域（ルに掲げる海域を除く。）

カ 長崎県南島原市瀬詰崎灯台中心点から熊本県天草市天神山頂上に至る線、同市染岳頂上から同市高松山三角点に至る線、同市恵比須鼻突端から同県宇城市中神島を経て同市三角灯台中心点から同県宇城市中神島を経て同市三角灯台中心点に至る線並びに陸岸により囲まれた海域

タ ヨ 熊本県天草郡苓北町四季咲岬西端から同西端正西二千五百メートルの点、同市小ヶ瀬正西五百メートルの点、同市魚貫町と同市天草町との最大高潮時海岸線における境界点正西千二百メートルの点及び同市魚貫崎西端正西千八十メートルの点を経て同西端に至る線並びに陸岸により囲まれた海域

タ ヨ 熊本県天草市染岳頂上から同市高松山三角点に至る線、同町富岡と同町支岐との最大高潮時海岸線における境界点正西二千五百メートルの点、同県天草市角岳頂上に至る線、同県天草市牛深港灯台中心点から同市下須島北西端に至る線、同島南東端から鹿児島県出水郡長島町長崎鼻灯台中心点に至る線及び同町大崎突端から同県阿久根市瀬崎突端に至る線並びに陸岸により囲まれた海域（ルに掲げる海域を除く。）

レ 鹿児島県の最大高潮時海岸線から冲合四千メートル以内の海域（タに掲げる海域を除く。）

ソ 鹿児島県薩摩川内市天狗鼻突端から同突端正西四千メートルの点及び同市染岳頂上から同市高松山三角点に至る線並びに陸岸により囲まれた海域（レに掲げる海域を除く。）

ツ 鹿児島県薩摩川内市帽子山頂上から同県日置市久多島頂上に至る線と同県薩摩川内市大辻鼻西端から同県南さつま市薩摩野間岬灯台中心点に至る線並びに陸岸により囲まれた海域（レに掲げる海域を除く。）

ネ 鹿児島県南九州市頬娃町別府と同市知覧町南別府との最大高潮時海岸線における境界点から同境界点正南の線と同県南さつま市薩摩野間岬灯台中心点に至る線並びに陸岸により囲まれた海域（レに掲げる海域を除く。）

多 岬 灯台中心点に至る線との交点を経て同灯台中心点に至る線及び陸岸により囲まれた海域（レに掲げる海域を除く。）

ナ 北海道根室市納沙布岬灯台中心点から南東の線以南、同灯台中心点から最大高潮時海岸線を同道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台中心点正南の線以東の線から成る海域のうち同道の最大高潮時海岸線から冲合一万メートル以内の部分

ラ 大分県津久見市楠屋鼻突端から同市沖無垢島東端、同市高甲岩東端、同県佐伯市蒲戸崎東端正東千メートルの点、同市先ノ瀬頂上、同市鶴御崎東端正東九十六度千メートルの点、同市芹崎東端、同市深島東端正東二千メートルの点、同東端及び同島西端を経て同県と宮崎県との最大高潮時海岸線における境界点に至る線並びに陸岸により囲まれた海域

ム 宮崎県串間市都井岬灯台中心点から鹿児島県肝属郡肝付町火崎突端に至る線及び陸岸に囲まれた海域（レに掲げる海域を除く。）

ウ 沖縄県島尻郡伊平屋村伊平屋島灯台中心点正北二万メートルの点、同県国頭郡国頭村瀬嵩崎灯台中心点正東二万メートルの点、同県南城市久高島灯台中心点正東二万メートルの点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域

イ 岩手県九戸郡洋野町八木北港防波堤灯台の中心点から同県久慈市三崎突端正南二万メートルの点、同県島尻郡久米島町西銘崎突端正西二万メートルの点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域

点、同市「ど」ヶ崎突端正東三海里の点、同県釜石市御箱崎突端正東三海里の点、同市尾崎突端正東三海里の点、同県大船渡市首崎突端正東三海里の点、同市綾里崎突端正東

イ	三海里の点、同市碁石崎突端正東三海里の点、宮城県気仙沼市御崎突端正東三海里の点、同県本吉郡南三陸町歌津崎突端正東三海里の点、同県石巻市大須崎灯台中心点、同市金華山大箱崎突端及び金華山東ノ崎突端を経て同市と福島県との最大高潮時海岸線における境界点に至る線並びに陸岸により囲まれた海域
ロ	宮城県牡鹿郡女川町江ノ島の周囲最大高潮時海岸線から二海里以内の海域
三	次に掲げる海域におけるあじ又はさばに係る大中型まき網漁業の操業は、禁止する。
イ	岩手県九戸郡洋野町八木北港防波堤灯台の中心点から同県久慈市三崎突端正東一海里の点、同県下閉伊郡普代村黒崎突端正東一海里の点、同県宮古市真崎突端正東一海里の点、同市〔とど〕ヶ崎突端正東一海里の点、同県釜石市御崎突端正東一海里の点、同市尾崎突端正東一海里の点、同市綾里崎突端正東二海里の点、同市碁石崎突端正東二海里の点、同市碁石崎突端正東二海里の点、宮城県氣仙沼市御崎突端正東二海里の点、同県本吉郡南三陸町歌津崎突端正東二海里の点、同県石巻市大須崎灯台中心点、同市金華山大箱崎突端、金華山東ノ崎突端、同市網地島などみき崎正南三海里の点、同市田代島三石崎突端正南三海里の点、同点から同市日和山頂上に至る線と同市大室崎突端から同県東松島市波島灯台中心点に至る線との交点及び同灯台中心点を経て同県と福島県の最大高潮時海岸線における境界点に至る線並びに陸岸により囲まれた海域
ロ	宮城県牡鹿郡女川町江ノ島の周囲最大高潮時海岸線から二海里以内の海域
四	次に掲げる海域におけるかつお、まぐろ、ぶり、あじ及びさば以外の魚種に係る大中型まき網漁業の操業は、禁止する。
イ	岩手県宮古市閉伊崎北端から同市鍬ヶ崎館ヶ崎東端に至る線及び陸岸により囲まれた宮古湾内の海域
ロ	岩手県下閉伊郡山田町仮宿鼻北端から同県宮古市重茂館ヶ崎南端に至る線及び陸岸により囲まれた山田湾内の海域
ハ	岩手県下閉伊郡山田町立子鼻突端から同町高堂島南端及び同町大島南端を経て同県上閉伊郡大槌町野島頂上を通り同県本土の最大高潮時海岸線に至る線及び陸岸により囲まれた船越湾内の海域
二	岩手県釜石市閉伊郡大槌町七尻崎南端に至る線及び陸岸により囲まれた大槌湾内の海域
ホ	岩手県釜石市鷺巣崎東端から同市鎧島西端を通り同県本土の最大高潮時海岸線に至る線及び陸岸により囲まれた釜石湾内の海域
ヘ	岩手県釜石市唐丹町松磯島東端と同市赤磯島頂上とを通る線及び陸岸により囲まれた唐丹湾内の海域
ト	岩手県釜石市箱崎町白浜地先黒磯西端から同県宮古市閉伊郡大槌町七尻崎南端に至る線及び陸岸により囲まれた吉浜湾内の海域
チ	岩手県釜石市鷺巣崎東端を通り同県本土の最大高潮時海岸線に至る線及び陸岸により囲まれた越喜来湾内の海域
リ	岩手県釜石市鷺巣崎東端から同市鎧島西端を通り同県本土の最大高潮時海岸線に至る線及び陸岸により囲まれた綾里湾内の海域
ヌ	岩手県釜石市唐丹町松磯島東端と同市赤磯島頂上とを通る線及び陸岸により囲まれた唐丹湾内の海域
ル	岩手県大船渡市赤崎町コオリ崎灯台中心点から同市大ビラ磯南端を経て同市末崎町赤磯島頂上を通り同県本土の最大高潮時海岸線に至る線及び陸岸により囲まれた大船渡湾内の海域
ヲ	岩手県大船渡市末崎町麻腐島頂上と同県陸前高田市黒磯島頂上とを通る線及び陸岸により囲まれた大野湾内の海域
ワ	岩手県陸前高田市一杯森頂上から同市籠島頂上を通り同県本土の最大高潮時海岸線に至る線及び陸岸により囲まれた広田湾内の海域
カ	岩手県と宮城県との最大高潮時海岸線における境界点から同県氣仙沼市御崎突端正東二海里の点、同県本吉郡南三陸町歌津崎突端正東二海里の点、同県石巻市大須崎灯台中心点、同市金華山大箱崎突端、金華山東ノ崎突端、同市網地島などみき崎突端正南三海里の点、同市田代島三石崎突端正南三海里の点、同点から同市日和山頂上に至る線と同市大室崎突端から同県東松島市波島灯台中心点に至る線との交点及び同灯台中心点を経て同県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点に至る線並びに陸岸により囲まれた海域
ヨ	宮城県牡鹿郡女川町江ノ島の周囲最大高潮時海岸線から二海里以内の海域
イ	我が国の排他的経済水域におけるめばち、かつお又はさばに係る大中型まき網漁業の操業は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。
ロ	インド洋協定海域
九	南緯二十度の線以北、北緯二十度の線以南の中西部太平洋条約海域における大中型まき網漁業の操業（集魚装置から一海里以内の海域におけるものに限る。）は、農林水産大臣が定める期間内においては、禁止する。
十	集魚灯を使用してする大中型まき網漁業の操業は、インド洋協定海域においては、禁止する。
イ	沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域における母船式捕鯨業の操業は、禁止する。
二	沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域における母船式捕鯨業の操業は、禁止する。
一	沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域におけるかじき等流し網漁業の操業は、禁止する。
二	次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域におけるかじき等流し網漁業の操業は、毎年五月一日から六月三十日までの期間内においては、禁止する。
北緯三十八度十一秒東経百四十一度五十九分四十七秒の点	北緯三十八度十一秒東経百四十二度五十九分四十七秒の点

	北太平洋さんま漁業	いか釣り漁業	ずわいがに漁業
(3 0)	一　沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域における北太平洋さんま漁業の操業は、禁止する。	一　沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域における北太平洋さんま漁業の操業は、禁止する。	一　沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域における北太平洋さんま漁業の操業は、禁止する。
(2 9)	二　北太平洋条約海域における北太平洋さんま漁業の操業は、農林水産大臣が定めた期間以外の期間内においては、禁止する。	二　北太平洋条約海域における北太平洋さんま漁業の操業は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。	二十八　北緯二十度の線以北、西経八十一度の線以西の大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業の操業は、毎年一月一日から同年六月三十日までの期間内においては、禁止する。
(2 8)	三　東経百七十九度の線以東の北太平洋条約海域における北太平洋さんま漁業の操業は、毎年六月一日から七月三十一日までの期間内においては、禁止する。	三　東経百七十度の線以東の北太平洋条約海域における北太平洋さんま漁業の操業は、毎年六月一日から七月三十一日までの期間内においては、禁止する。	二十七　北緯四十二度の線以北、西経四十五度の線以東、西経十度の線以西の大西洋条約海域におけるかつお・まぐろ漁業の操業は、毎年二月一日から同年七月三十一日までの期間内においては、禁止する。
(2 7)	四　北緯三十八度五十分十秒の線、東経百三十二度五十九分五十秒の線、北緯四十度十分九秒の線及び東経百三十五度五十九分四十九秒の線の各線により囲まれた海域	四　北緯三十八度五十分十秒の線、東経百三十二度五十九分五十秒の線、北緯四十度十分九秒の線及び東経百三十五度五十九分四十九秒の線の各線により囲まれた海域	四　北緯三十八度五十分十秒の線、東経百三十二度五十九分五十秒の線、北緯四十度十分九秒の線及び東経百三十五度五十九分四十九秒の線の各線により囲まれた海域
(2 6)	ロ　沖合底びき網漁業の項第一号イに規定する水域	ロ　沖合底びき網漁業の項第一号イに規定する水域	ロ　沖合底びき網漁業の項第一号イに規定する水域
(2 5)	イ　沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域	イ　沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域	イ　沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる海域
(2 4)	ロ　次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線、山口県下関市火の山下通航潮流信号所から福岡県北九州市門司埼灯台に至る直線及び陸岸により囲まれた海域	ロ　次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線、山口県下関市火の山下通航潮流信号所から福岡県北九州市門司埼灯台に至る直線及び陸岸により囲まれた海域	ロ　次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線、山口県下関市火の山下通航潮流信号所から福岡県北九州市門司埼灯台に至る直線及び陸岸により囲まれた海域
(2 3)	(1) 長崎県長崎市野母崎灯台	(1) 長崎県長崎市野母崎灯台	(1) 長崎県長崎市野母崎灯台
(2 2)	(2) 長崎県対馬市神崎灯台	(2) 長崎県対馬市神崎灯台	(2) 長崎県対馬市神崎灯台
(2 1)	(3) 長崎県対馬市神崎灯台	(3) 長崎県対馬市神崎灯台	(3) 長崎県対馬市神崎灯台
(2 0)	(4) 山口県萩市見島北灯台	(4) 山口県萩市見島北灯台	(4) 山口県萩市見島北灯台
(1 9)	(5) 福岡県宗像市沖ノ島灯台と島根県出雲市日御碕灯台北西三十海里の点	(5) 福岡県宗像市沖ノ島灯台と島根県出雲市日御碕灯台北西三十海里の点	(5) 福岡県宗像市沖ノ島灯台と島根県出雲市日御碕灯台北西三十海里の点
(1 8)	(6) 島根県出雲市野母崎灯台台北西三十海里の点	(6) 島根県出雲市野母崎灯台台北西三十海里の点	(6) 島根県出雲市野母崎灯台台北西三十海里の点
(1 7)	(7) 島根県隱岐郡知夫村知夫里島灯台	(7) 島根県隱岐郡知夫村知夫里島灯台	(7) 島根県隱岐郡知夫村知夫里島灯台
(1 6)	(8) 福井県丹生郡越前町越前岬灯台北西三十海里の点と鳥取県鳥取市長尾鼻灯台正北三十海里の点とを結ぶ線の延長線と島根県隱岐郡の最大高潮時海岸線から二十海里の線との交点のうち東に位置するもの	(8) 福井県丹生郡越前町越前岬灯台北西三十海里の点と鳥取県鳥取市長尾鼻灯台正北三十海里の点とを結ぶ線の延長線と島根県隱岐郡の最大高潮時海岸線から二十海里の線との交点のうち東に位置するもの	(8) 福井県丹生郡越前町越前岬灯台北西三十海里の点と鳥取県鳥取市長尾鼻灯台正北三十海里の点とを結ぶ線の延長線と島根県隱岐郡の最大高潮時海岸線から二十海里の線との交点のうち東に位置するもの
(1 5)	(9) 福井県丹生郡越前町越前岬灯台北西三十海里の点	(9) 福井県丹生郡越前町越前岬灯台北西三十海里の点	(9) 福井県丹生郡越前町越前岬灯台北西三十海里の点
(1 4)	(10) 石川県加賀市加佐岬灯台北西二十五海里の点	(10) 石川県加賀市加佐岬灯台北西二十五海里の点	(10) 石川県加賀市加佐岬灯台北西二十五海里の点
(1 3)	(11) 石川県輪島市舳倉島灯台正西二十海里の点	(11) 石川県輪島市舳倉島灯台正西二十海里の点	(11) 石川県輪島市舳倉島灯台正西二十海里の点
(1 2)	(12) 石川県輪島市舳倉島灯台正北二十海里の点	(12) 石川県輪島市舳倉島灯台正北二十海里の点	(12) 石川県輪島市舳倉島灯台正北二十海里の点
(1 1)	(13) 石川県珠洲市禄剛崎灯台北東二十海里の点	(13) 石川県珠洲市禄剛崎灯台北東二十海里の点	(13) 石川県珠洲市禄剛崎灯台北東二十海里の点
(1 0)	(14) 石川県珠洲市長手崎灯台正東二十海里の点	(14) 石川県珠洲市長手崎灯台正東二十海里の点	(14) 石川県珠洲市長手崎灯台正東二十海里の点
(9)	(15) 新潟県佐渡市沢崎鼻灯台	(15) 新潟県佐渡市沢崎鼻灯台	(15) 新潟県佐渡市姫崎灯台
(8)	(16) 新潟県佐渡市姫崎灯台	(16) 新潟県佐渡市姫崎灯台	(16) 新潟県佐渡市姫崎灯台
(7)	(17) 新潟県岩船郡粟島浦村粟島灯台正西五海里の点	(17) 新潟県岩船郡粟島浦村粟島灯台正西五海里の点	(17) 新潟県岩船郡粟島浦村粟島灯台正西五海里の点
(6)	(18) 山形県酒田市飛島灯台北西五海里の点	(18) 山形県酒田市飛島灯台北西五海里の点	(18) 山形県酒田市飛島灯台北西五海里の点
(5)	(19) 秋田県男鹿市入道崎灯台正西七海里の点	(19) 秋田県男鹿市入道崎灯台正西七海里の点	(19) 秋田県男鹿市入道崎灯台正西七海里の点
(4)	(20) 青森県西津軽郡深浦町艤作崎灯台正西七海里の点	(20) 青森県西津軽郡深浦町艤作崎灯台正西七海里の点	(20) 青森県西津軽郡深浦町艤作崎灯台正西七海里の点
(3)	(21) 青森県北津軽郡大戸瀬崎灯台台北西六海里の点	(21) 青森県北津軽郡大戸瀬崎灯台台北西六海里の点	(21) 青森県北津軽郡大戸瀬崎灯台台北西六海里の点
(2)	(22) 青森県東津軽郡中泊町小泊岬北灯台正西七海里の点	(22) 青森県東津軽郡中泊町小泊岬北灯台正西七海里の点	(22) 青森県東津軽郡中泊町小泊岬北灯台正西七海里の点
(1)	(23) 青森県下北郡大間町大間崎灯台と北海道函館市汐首岬灯台とを結ぶ線の中心点	(23) 青森県下北郡大間町大間崎灯台と北海道函館市汐首岬灯台とを結ぶ線の中心点	(23) 青森県下北郡大間町大間崎灯台と北海道函館市汐首岬灯台とを結ぶ線の中心点
(0)	(24) 青森県下北郡東通村尻屋崎灯台正東三海里の点	(24) 青森県下北郡東通村尻屋崎灯台正東三海里の点	(24) 青森県下北郡東通村尻屋崎灯台正東三海里の点
(-)	(25) 青森県下北郡東通村白糠灯台正東三海里の点	(25) 青森県下北郡東通村白糠灯台正東三海里の点	(25) 青森県下北郡東通村白糠灯台正東三海里の点

- ハ 長崎県対馬市の周囲最大高潮時海岸線から沖合二十海里以内の海域、山口県萩市見島の周囲最大高潮時海岸線から沖合二十海里以内の海域、島根県隱岐郡の周囲最大高潮時海岸線から冲合二十海里以内の海域、島根県隱岐郡の周囲最大高潮時海岸線から沖合五海里以内の海域並びに青森県下北郡東通村尻屋崎灯台から沖合六・八海里以内の海域（口に掲げる海域を除く。）
- ニ 新潟県佐渡市の周囲最大高潮時海岸線から沖合二十海里以内の海域のうち、同市沢崎鼻灯台正西の線以北、同市閏岬北西の線以南の海域（口及びハに掲げる海域を除く。）
- ホ 次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線と陸岸により囲まれた海域
- (1) 最大高潮時海岸線上北海道沙流、勇払両郡界
- (2) 最大高潮時海岸線上北海道沙流、勇払両郡界二百六度五十五分十五海里の点
- (3) 最大高潮時海岸線上北海道沙流、勇払両郡界二百六度五十五分十五海里の点と同道函館市白尻港北防波堤灯台とを結ぶ線上同灯台から五海里の点
- (4) 北海道函館市恵山岬灯台北東五海里の点
- (5) 北海道函館市恵山岬灯台南東六海里の点
- (6) 北海道函館市汐首岬灯台と青森県下北郡大間町大間崎灯台とを結ぶ線の中心点
- (7) 北海道函館市汐首岬灯台と青森県下北郡大間町大間崎灯台とを結ぶ線の中心点と同道北斗市葛登支岬灯台とを結ぶ線上同灯台から五海里の点
- (8) 北海上磯郡知内町矢越岬灯台正東六海里の点
- (9) 北海道松前郡松前町白神岬灯台と青森県東津軽郡外ヶ浜町龍飛崎灯台とを結ぶ線の中心点
- (10) 北海道松前郡松前町松前小島灯台
- (11) 北海道松前郡松前町小島灯台正北の線と最大高潮時海岸線上同道松前、檜山両郡界正西の線との交点
- (12) 北海道爾志郡乙部町乙部港北防波堤灯台正西八海里の点
- (13) 北海道久遠郡せたな町帆越岬突端正西四海里の点
- (14) 北海道天塩郡の最大高潮時海岸線上北緯四十五度八秒の点
- (15) 最大高潮時海岸線上海道久遠、島牧両郡界西北西十二海里の点
- (16) 最大高潮時海岸線上海道島牧、寿都両郡界西北二十海里の点
- (17) 最大高潮時海岸線上北海道島牧、寿都両郡界
- ト 北海道松前郡松前町小島の周囲最大高潮時海岸線から沖合七海里以内の海域（ホに掲げる海域を除く。）
- チ 北海道奥尻郡奥尻町奥尻島の周囲最大高潮時海岸線から沖合十海里以内の海域（ホに掲げる海域を除く。）
- リ 次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線と陸岸により囲まれた海域（イに掲げる海域と重複する部分を除く。）
- (1) 北海道天塩郡の最大高潮時海岸線上北緯四十五度八秒の点
- (2) 北緯四十五度八秒東経百四十度四十九分四十六秒の点
- (3) 北緯四十五度四十分八秒東経百四十度四十九分四十六秒の点
- (4) 北緯四十五度四十分八秒の線と北海道稚内市宗谷岬灯台北北東の線との交点
- (5) 北海道稚内市時前崎突端正東十三海里の点
- (6) 北緯四十四度五十六分七秒東経百四十二度五十二分二十四秒の点
- (7) 最大高潮時海岸線上北海道枝幸、紋別両郡界四十三度三十分二・二海里の点
- (8) 最大高潮時海岸線上北海道紋別郡興部町、紋別市境界北東二・二海里の点
- (9) 北海道紋別市紋別灯台と同道紋別郡湧別町サロマ湖口灯台北東一・六海里的点とを結ぶ線上紋別灯台五海里的点
- (10) 北海道紋別郡湧別町サロマ湖口灯台北東一・六海里的点
- (11) 北海道北見市常呂岬突端正北一・六海里的点
- (12) 北海道網走市能取岬灯台北東一・六海里的点
- (13) 北海道網走市網走港東防波堤灯台東南東二・二海里的点
- (14) 北海道網走市網走港東防波堤灯台東南東の線と北緯四十三度五十七分九秒の線との交点
- (15) 北海道網走郡美幌町と同道川上郡弟子屈町との境界にある藻琴山頂上と同道斜里郡斜里町宇登呂灯台北西一・三海里的点とを結ぶ線と北緯四十三度五十七分九秒の線との交点
- (16) 北海道斜里郡斜里町宇登呂灯台北西一・三海里的点
- (17) 最大高潮時海岸線上北海道斜里、目梨両郡界北西一・三海里的点
- (18) 最大高潮時海岸線上北海道斜里、目梨両郡界三十二度三十分一・三海里的点
- (19) 北緯四十六度八秒東經百四十六度四十七分四十四秒の点

西の水域（協定附属書IIの3の（1）の点から（3）の点までを順次に直線で結ぶ線より北西側の我が国排他的経済水域を除く。）

イ　協定第七条1に規定する線

ロ　協定第九条1の（8）の点から（16）の点までを順次に直線で結ぶ線

ハ　協定第九条2の（1）の線

ホ　協定第九条2の（2）の線

ホ　協定第九条2の（3）の線

十二　漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定（以下この項において「協定」という。）第一条に規定する中華人民共和国の排他的経済水域のうち、黄海及び南シナ海の海域並びに次に掲げる線から成る線以西の海域

イ　北緯三十一度四十二分十二秒東経百二十一度五十三分五十五秒の点から北緯三十二度四十六分四秒東経百二十四度四十四分五十四秒の点に至る直線

ロ　北緯三十二度四十六分四秒東経百二十四度四十四分五十四秒の点から北緯三十度四十分十三秒東経百二十四度四十四分五十四秒の点に至る直線

ハ　北緯三十度四十分十三秒東経百二十四度四十四分五十四秒の点から協定第七条1の（a）の点に至る直線

ニ　協定第七条1の（a）の点から（e）の点までを順次に直線で結ぶ線

ホ　東経百二十一度五十七分十九秒以西の北緯二十七度十四秒の線

別表第6（第32条の2、第35条関係）

信号符字等を表示する場所
船体の両げん側又は船橋の両側面に表示する信号符字等の大きさ

船体の両げん側又は船橋の両側面及び甲板上
船舶の長さ

信号符字等の大きさ
縦1メートル以上

25メートル以上

縦0.8メートル以上

20メートル以上25メートル未満

縦0.6メートル以上

15メートル以上20メートル未満

縦0.4メートル以上

12メートル以上15メートル未満

縦0.3メートル以上

5メートル以上12メートル未満

縦0.1メートル以上

5メートル未満

縦0.3メートル以上

甲板上に表示する信号符字等の大きさ
別表第七（第五十六条関係）

船舶の総トン数

海域

総トン数百二十ト
ン未満

一　北緯五十度の線、次に掲げるイからリまでの各点を順次に直線で結ぶ線及び東経百度の線により囲まれた海域（漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定第二条1に規定する海域を除く。）

イ　北緯五十度西経百五十度の点

ロ　南緯四度西経百五十度の点

ハ　南緯四度西経百三十度の点

ニ　南緯二十五度西経百三十五度の点

ホ　南緯二十一度三十分東経百二十九度の点

ト　南緯十一度三十分東経百二十八分の点

チ　南緯十度東経百十三度二十八分の点

二　前号に掲げる海域のうち、北緯五十度の線、北緯二十度の線、西経百五十度の線及び東経百七十度の線により囲まれた海域並びに我が国の排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を除く。）

水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によつて囲まれた海域から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を除く。）

協定第二条2に定められた中華人民共和国の権限のある当局が発給した許可証を有する者

総トン数百二十ト
以上
全ての海域

別表第八（第五十九条、第九十七条関係）

港内又は海域	朱色 船橋の周囲を一メートルの幅で帶状に塗装すること
--------	-------------------------------

中西部太平洋条約海域、東部太平洋条約海域、インド洋協定海域又は大西洋条約海域に沿う日本国外の港の港内

大西洋条約海域に沿う日本国外の港の港内
中西部太平洋条約海域（キリバス、クック及びフランス領ポリネシアの排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域を除く。下欄において同じ。）、東部太平洋条約海域、インド洋協定海域又は大西洋条約海域

一 くるまぐろを転載する場合には、当該転載を行う海域を管轄するまぐろ類等地域漁業管理機関に登録された港以外の港の港内において転載しないこと。

二 大西洋条約海域（北緯五度の線以北の海域を除く。）において採捕したあおざめを転載しないこと。

一 登録運搬船以外の船舶に転載しないこと。

二 転載を行う海域を管轄するまぐろ類等地域漁業管理機関のオブザーバーが乗船する運搬船以外の船舶に転載しないこと。

三 転載申告書の写しを当該転載終了後五日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）以内（中西部太平洋条約海域において転載する場合にあっては、十五日以内）に農林水産大臣に提出すること。

四 漁業監督官から漁業取締り上必要な指示を受けたときは、これに従うこと。

一 くるまぐろを転載しないこと。

二 大西洋条約海域（北緯五度の線以北の海域を除く。）において採捕したあおざめを転載しないこと。

別表第八の二（第三十条の二、第九十七条の二関係）

港内又は海域	転載に係る制限
北太平洋条約海域	一 北太平洋漁業委員会に登録された船舶以外の船舶に転載しないこと。 二 北太平洋漁業委員会の構成国等又は協力的非加盟国が派遣するオブザーバーが乗船する船舶以外の船舶に転載しないこと。 三 北太平洋漁業委員会が定める書面であつて当該転載を行つたことを申告するもの（以下この表において「転載申告書」という。）の写しを当該転載終了後十日以内に農林水産大臣に提出すること。 四 転載申告書又はその電磁的記録を、当該転載を行つた航海において帰港までの間、当該転載を行つた船舶内に保持すること。 五 漁業監督官から漁業取締り上必要な指示を受けたときは、これに従うこと。
北太平洋条約海域	一 北太平洋条約海域において採捕された漁獲物又はその製品を北太平洋漁業委員会の構成国等又は協力的非加盟国が派遣するオブザーバーが乗船する船舶以外の船舶に転載しないこと。 二 北太平洋条約海域において採捕された漁獲物又はその製品を転載する場合にあっては、転載申告書の写しを当該転載終了後十日以内に農林水産大臣に提出すること。 三 北太平洋条約海域において採捕された漁獲物又はその製品を転載する場合にあっては、転載申告書又はその電磁的記録を、当該転載を行つた航海において帰港までの間、漁業監督官から漁業取締り上必要な指示を受けたときは、これに従うこと。
沿岸まぐろはえ縄漁業	我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によつて囲まれた海域から成る海域（東京都小笠原村南島島に係る排他的経済水域及び領海並びに北海道稚内市宗谷岬突端を通る緯線以西、長崎県長崎市野母崎突端を通る緯線以北の日本海の海域を除く。）
届出漁業	海域

別表第九（第七十七条、第七十九条関係）

<p>小型するめいか釣り漁業</p> <p>暫定措置水域沿岸漁</p> <p>別表第十（第八十二条関係）</p> <p>届出漁業</p> <p>沿岸まぐろはえ繩漁業</p> <p>別表第十一（第八十三条関係）</p> <p>小型するめいか釣り漁業</p>	<p>我が国の排他的経游水域、領海及び内水（内水面を除く。）から成る海域</p> <p>一 漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定第九条1に定める海域 二 漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定第九条2に定める海域 三 渔業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定第七条1に定める海域 四 北緯三十度四十分十三秒の線以北、東経百二十四度四十四分五十四秒の線以東、東経百二十七度二十九分五十三秒の線以西の東シナ海の海域（第二号に掲げる海域を除く。）</p> <p>一 別表第四の沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる水域における沿岸まぐろはえ繩漁業の操業は、禁止する。 二 沿岸まぐろはえ繩漁業によるくろとがりざめ又はよごれの採捕は、禁止する。 三 沿岸まぐろはえ繩漁業によるめばちの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。 四 沿岸まぐろはえ繩漁業によるきはだの採捕は、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する。</p> <p>別表第四の沖合底びき網漁業の項第一号イに掲げる水域における小型するめいか釣り漁業の操業は、禁止する。</p>
<p>次の各号に掲げる海域以外の海域</p> <p>一 別表第一のかじき等流し網漁業の項の中欄に掲げる海域</p> <p>二 別表第一の東シナ海等かじき等流し網漁業の項の中欄に掲げる海域</p> <p>三 東経百四十四度五十九分四十六秒の線、北緯四十度十秒の線、東経百四十二度五十九分四十七秒の線、北緯三十八度十一秒の線、東経百四十一度五十九分四十七秒の線、次の（1）の点から（18）の点までを順次に直線で結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域</p> <p>（1） 北海道函館市恵山岬突端</p> <p>（2） 北海道函館市恵山岬突端正東十海里の点</p> <p>（3） 青森県八戸市鮫角突端正東三十五海里の点</p> <p>（4） 岩手県宮古市（「とど」ヶ崎突端正東十海里の点）</p> <p>（5） 岩手県大船渡市首埼突端正東十海里の点</p> <p>（6） 宮城県気仙沼市御崎突端正東十海里の点</p> <p>（7） 宮城県本吉郡南三陸町歌津崎突端正東十海里の点</p> <p>（8） 宮城県石巻市金華山頂上正東十海里の点</p> <p>（9） 宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東二十五海里の点</p> <p>（10） 福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東二十五海里の点</p> <p>（11） 福島県いわき市塙屋崎灯台正東二十五海里の点</p> <p>（12） 茨城県ひたちなか市磯崎突端正東二十五海里の点</p> <p>（13） 千葉県銚子市銚子一ノ島灯台正東二十五海里の点</p> <p>（14） 千葉県銚子市銚子一ノ島灯台南東二十五海里の点</p> <p>（15） 千葉県いすみ市太東崎突端正南東三十海里の点</p> <p>（16） 千葉県南房総市野島崎灯台正南十五海里の点</p> <p>（17） 千葉県南房総市野島崎灯台正南三十海里の点</p> <p>（18） 北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点</p>	<p>制限又は禁止</p>
<p>別表第十二（第八十八条関係）</p> <p>水産動植物</p> <p>ひめうみがめ（その卵を含む。）</p> <p>おさがめ（その卵を含む。）</p> <p>じゅごん</p>	<p>禁止区域</p> <p>北緯六十度の線以南、南緯四十度の線以北の海域</p> <p>北緯七十度の線以南、南緯五十度の線以北の海域</p> <p>北緯三十度の線以南、南緯三十度の線以北の海域</p>
<p>別表第十三（第九十四条関係）</p> <p>鯨</p> <p>禁止区域</p>	

しろながす鯨				赤道以北の太平洋の海域、赤道以北の大西洋の海域、赤道以北のインド洋の海域及び赤道以南の海域
ほつきよく鯨				北緯四十五度の線以北の海域
こく鯨				赤道以北の太平洋の海域
すなめり				北緯四十度の線以南、南緯四十度の線以北の海域

別表第十四（第一百一条関係）

区域	成熟がにの雌雄の区分		期間
A海域（別表第一のずわいがに漁業の項の中欄第一号に掲げる海域をいう。）	雌がに	雄がに	一月二十一日から十一月五日まで
B海域（別表第一のずわいがに漁業の項の中欄第二号に掲げる海域をいう。）	雌がに	雄がに	三月二十一日から十一月五日まで
C海域（別表第一のずわいがに漁業の項の中欄第三号に掲げる海域をいう。）	雌がに	雄がに	六月一日から九月三十日まで
D海域（別表第一のずわいがに漁業の項の中欄第四号に掲げる海域をいう。）	雌がに	雄がに	周年
E海域（別表第一のずわいがに漁業の項の中欄第五号に掲げる海域をいう。）	雌がに	雄がに	五月一日から十月三十一日まで
	雄がに	雌がに	周年
	雌がに	雄がに	六月十六日から十月十五日まで
	雄がに	雌がに	四月一日から十二月九日まで